

ひと・地域・産業が  
きらめく新たな市をめざして

# 新市建設計画



平成17年2月 平賀・尾上・碓ヶ関合併協議会  
平成27年3月変更 平川市  
令和2年6月変更 平川市

# 目 次

## 第1章 序論

第1節 市町村合併の必要性	1
第2節 計画策定の方針	3

## 第2章 新市の概況

第1節 位置・地勢	4
第2節 人口・世帯	9
第3節 産業の状況	13
第4節 財政の状況	18

## 第3章 主要指標の見通し

第1節 総人口	20
第2節 世帯数	22
第3節 就業人口	24

## 第4章 新市の課題

## 第5章 新市建設の基本方針

第1節 新市の基本理念	28
第2節 新市の将来像	29
第3節 まちづくりの基本目標	30
第4節 土地利用・地域別整備の方針	32

<b>第6章 新市の施策</b>	
第1節 施策の体系	35
第2節 新市の施策（分野別推進事業）	36
<b>第7章 新市における県の役割と県との連携</b>	
第1節 県の役割	49
第2節 新市における県との連携	49
<b>第8章 公共的施設の統合整備</b>	52
<b>第9章 財政計画</b>	
第1節 基本的な考え方	53
第2節 歳入・歳出各項目の推計条件	53
第3節 財政計画	55

# 第1章 序論

## 第1節 市町村合併の必要性

---

当地域において市町村合併が検討されている背景には、次のような行政課題があり、これらへの的確な対応が求められています。

### (1) 人口の減少、少子高齢化の進展

人口の減少や少子高齢化の進展により、労働力や税収の減少など地域経済や地域の活力の低下が懸念される中で、保健・医療・福祉、教育、産業など、さまざまな分野において行政の役割が増大することが予想されます。

特に、保健・医療・福祉の分野においては、高齢者への福祉サービスや少子化対策などが大きな課題となり、市町村には、専門職員の配置・充実や体制づくりなどのために、人材の確保や財政力の強化が求められています。

### (2) 住民の日常生活圏の拡大

車社会の進展や道路網の整備、情報通信手段の発達などに伴って、通勤、通学、医療、買い物など、住民の日常生活における行動範囲は、住んでいる市町村の枠を越えて拡大しています。それに伴って、基盤施設の整備や各種サービスの提供体制の充実など、行政運営の面においても、現在の市町村の枠を越えた対応が求められています。

### (3) 行政ニーズの多様化・高度化

生活水準の向上や余暇の増大などを背景にして、住民の生き方や価値観が多様化してきています。

住民は、経済的な豊かさとともに精神的な豊かさを求めており、コミュニティ活動やボランティア活動、国際交流、環境、教育、文化・スポーツ、保健・医療・福祉などの分野を中心に、行政に対する要求も多様化・高度化しています。

市町村には、新たな行政需要や住民が求める高度な施策などに的確に対応していくための専門的、弾力的な行財政運営が求められています。

#### **（４）地方分権の進展**

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴って、国と地方公共団体の役割分担の見直しが進められており、今後、住民に身近な事務権限が、市町村の事務として移譲されていくことが予想されます。

地方分権の進展により、市町村においては、地域住民が真に望むまちづくりやサービスの提供が可能になります。

市町村には、自ら施策を企画・立案し実行する能力と事業を自ら選択して実施するための財政力など、地方分権社会の到来にふさわしい行財政体制の整備が求められています。

#### **（５）厳しい財政状況**

現在、国、地方の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

平成15年度末で、国の長期債務残高のうち公債費残高は約459兆円、都道府県と市町村をあわせた地方全体の長期債務残高は約199兆円になっています。

国の厳しい財政状況の下、地方財政制度の見直しも検討され地方公共団体の行財政を支えている地方交付税についても「三位一体改革」などにより大きな変革期を迎えています。

また、主要な自主財源である税収入も、市町村では減少傾向にあります。市町村には、今後、新たな行政需要への対応やこれまでのサービス水準を維持していくために、財政の健全性を確保しながら、限られた財源の中で効率的・効果的な行財政運営を進めていくことが求められています。

## 第2節 計画策定の方針

---

### (1) 計画策定の趣旨

本計画は、平賀町、尾上町、碓ヶ関村の合併による新市将来構想を受け策定するものであり、その実現を図ることによって、3町村の速やかな一体性を促し、地域の発展と住民福祉の向上を図ることにあります。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針とその基本方針を実現するための施策及び財政計画で構成されます。

### (3) 計画の期間

本計画は、将来を展望した長期的視点に立ったものであり、平成17(2005)年度から令和7(2025)年度までの21か年とします。

## 第2章 新市の概況

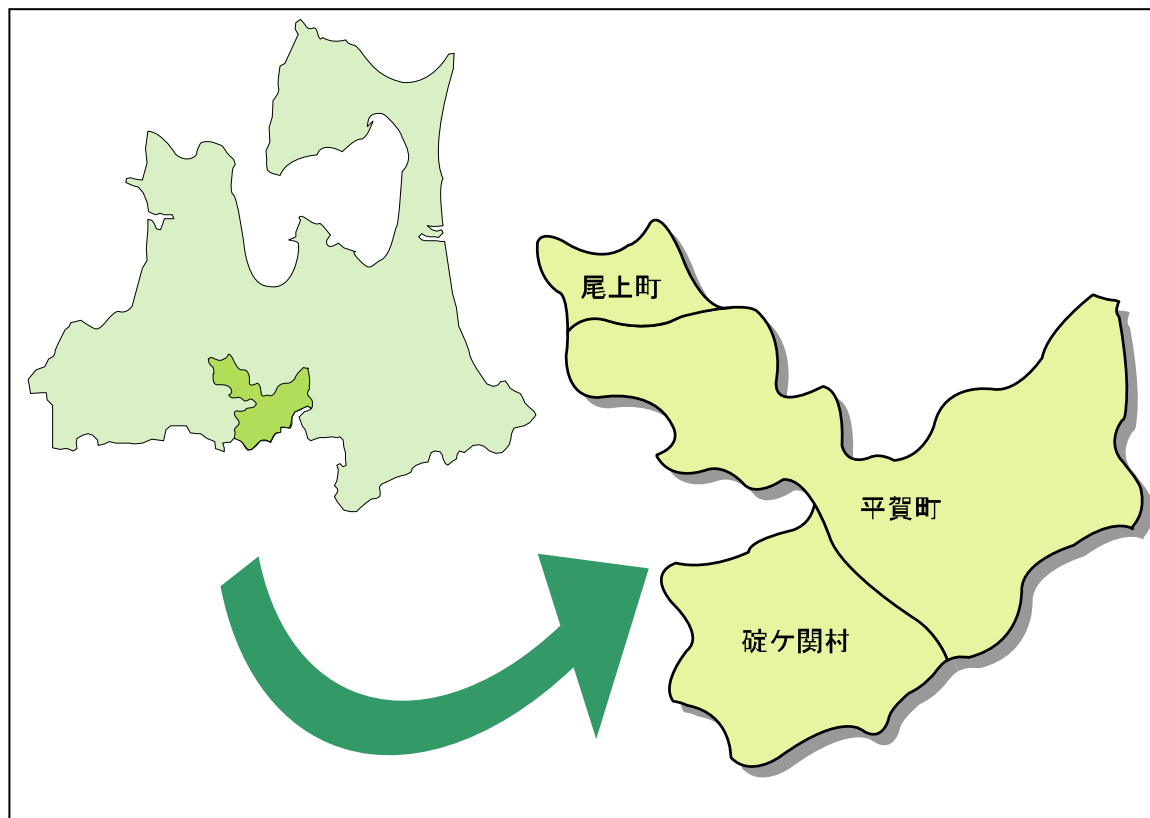
### 第1節 位置・地勢

#### (1) 位置・地勢

本地域は、青森県南部、津軽平野の南東部に位置し、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町と接し、北は、青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県に接した錨型をなしています。その総面積は345.81㎏を有しています。

地勢は、津軽平野の一部で農業に適した肥沃な土壌の地質を持ち、水田地帯として利用される平坦地と、標高20～300mの丘陵地で水稲とりんごの複合経営地帯として活用されている台地、八甲田・十和田火山群の一部に属した山間地で、ほとんどが国有林となっています。

位置

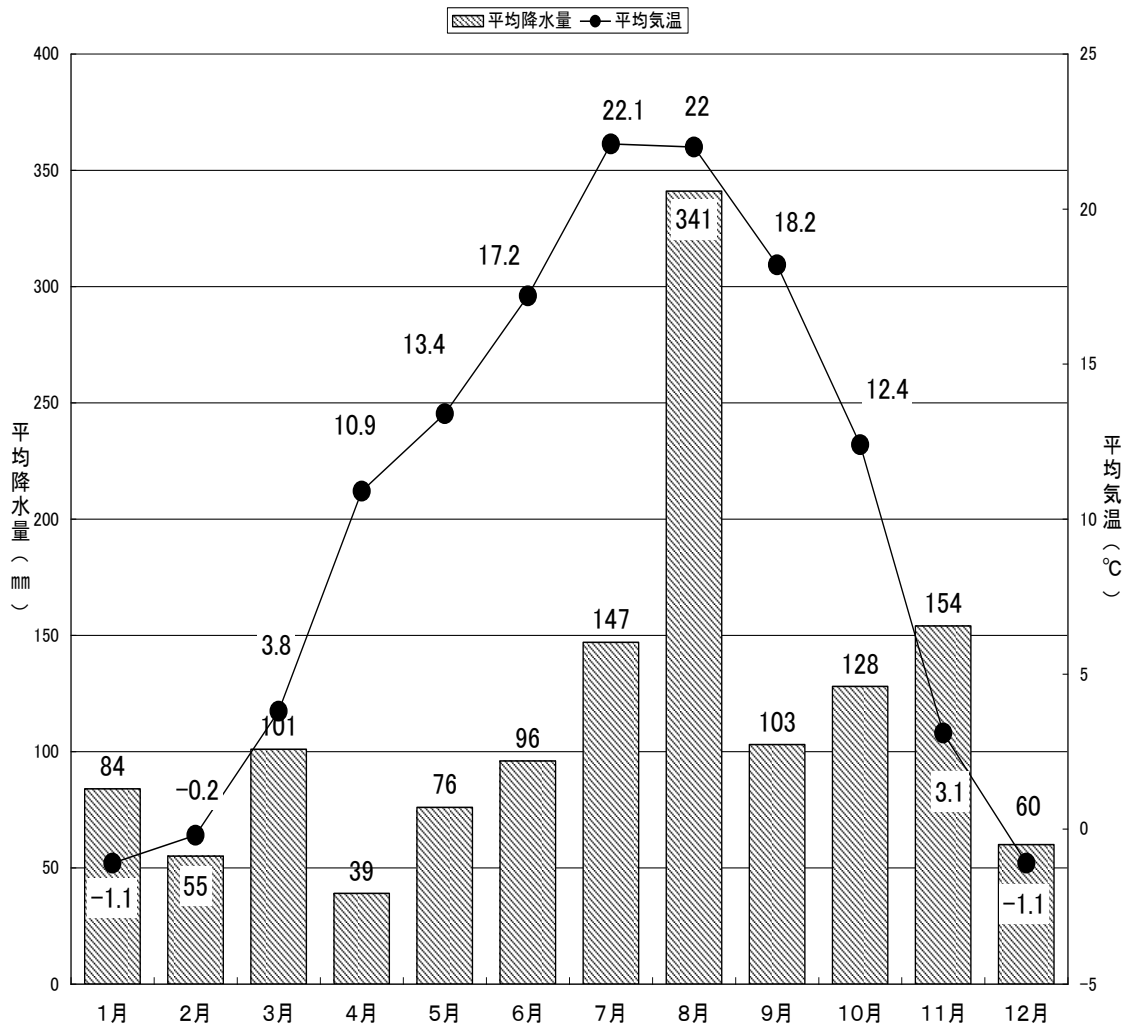


## (2) 気候

本地域の気候は裏日本型気候に属していますが、東に八甲田山、西に岩木山があり四方山々に囲まれていることから1年を通じ安定した温暖な気候で、しかも温度差が少なく県内では最も恵まれている地域となっています。

緑が多く、人々が快適な生活を送ることができる自然環境を保っており、四季の移り変わりが美しく、また、自然災害も比較的少ないところでもあります。

平均気温と降水量（平成14年）



注) 1～3月、11月～12月については、雪を雨換算して観測しています。

資料：青森県統計年鑑



### (3) 土地利用

3町村全体の面積（表－1）は、345.81 km<sup>2</sup>で、青森県内総面積の約 3.6%を占めています。3町村では平賀町が一番広い面積を有しています。

土地の利用状況（表－2）は、田 2,655ha (7.7%)、畑 2,803ha (8.1%)、宅地 853ha (2.5%)、山林 24,810ha (71.7%) などとなっており、その多くは農業、自然的土地として利用されています。

また、尾上町と平賀町の2町は、都市計画法に基づく都市計画区域（4,849ha）に指定されており、そのうち市街化区域面積は 413ha、市街化調整区域面積は 4,436ha となっています。

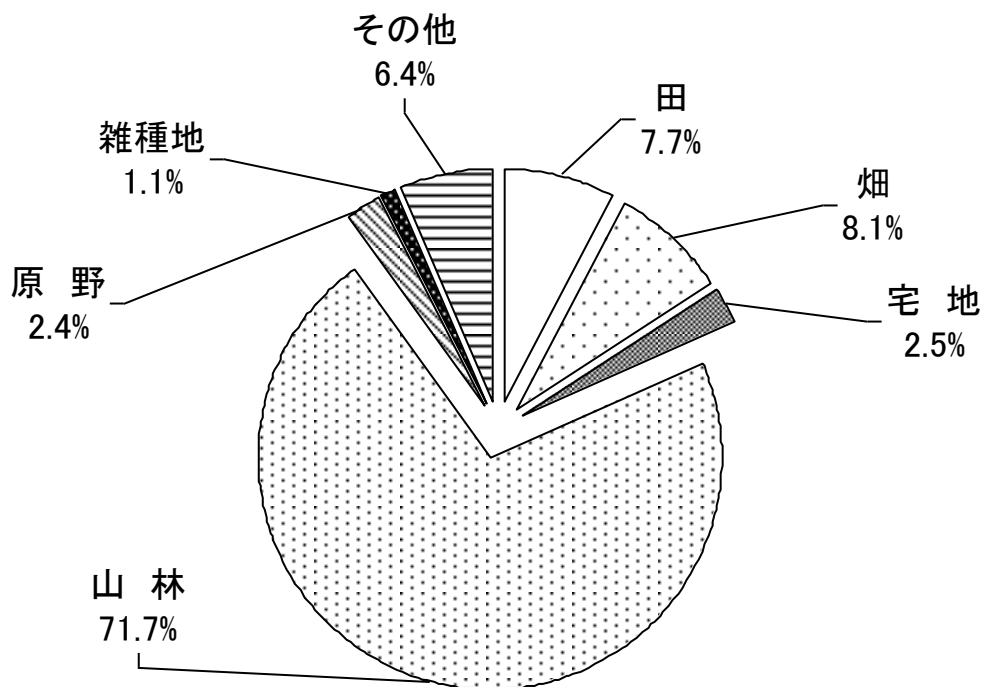
表－1 面積及び構成割合

(単位：km<sup>2</sup>、%)

	面積	構成割合
尾上町	18.87	5.5
平賀町	221.61	64.1
碓ヶ関村	105.33	30.4
合計	345.81	100.0

平成16年1月1日現在  
資料：固定資産概要調書

グラフー1 土地利用状況（全体）



資料：固定資産概要調書

表-2 地目別面積

(単位:ha)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
尾上町	870	394	278	18	5	30	292	1,887
平賀町	1,630	2,093	494	15,282	520	331	1,811	22,161
碓ヶ関村	155	316	81	9,510	317	36	118	10,533
合計	2,655	2,803	853	24,810	842	397	2,221	34,581

注) 山林には町村有林のほか「国有林」が含まれ、その他には「国定公園」、「道路」、「河川」等が含まれています。

平成16年1月1日現在

資料：固定資産概要調査

グラフ-2 地目別構成割合

(単位:%)

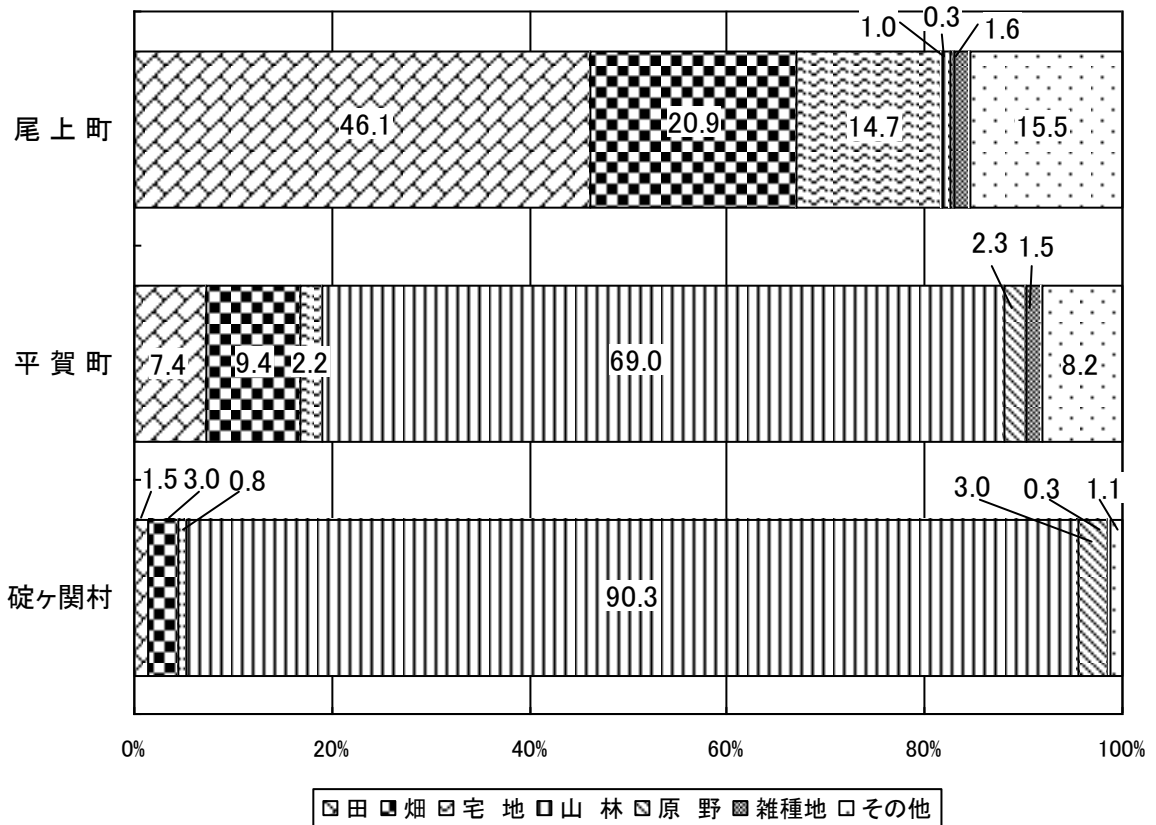


表-3 都市計画区域の指定状況

	尾上町	平賀町	碓ヶ関村	計
都市計画区域面積 (ha)	1,887	2,962	—	4,849
[対行政区域割合] %	100.0	13.4	—	14.0
市街化区域面積 (ha)	256	157	—	413
用途地域の指定面積 (ha)	256	157	—	413
市街化調整区域面積 (ha)	1,631	2,805	—	4,436

資料：各町村調べ

#### (4) 地域資源

3町村は、悠久の歴史の中で培われ、守り伝えてきた祭りや伝統、芸能、名所、旧跡が数多くあり、人々の暮らしを癒し、親しみ、育んできた四季折々の豊かな自然に恵まれた地域です。

そこには太陽と大地の恵みにあふれ、そこに住む人々が育てたりんごや米などの名産、特産品があり、また、健やかに生きがいをもち多彩な学習やスポーツができる施設が設置されています。

3町村は、これらの地域資源を活かしたそれぞれのまちづくりを進めています。

	主な祭・行事・芸能	主な名産・特産品	主な施設	主な名所・旧跡 みどころ
尾上町	花と植木まつり、御田植祭、庭園めぐり、おのえねふたまつり、もてなしの郷フェスティバルおのえ、猿賀神社例大祭、七日堂大祭、八幡崎獅子踊り、けやきの森の祭典	米、りんご、植木、スチューベン、蓮根羊羹、蓮根最中、ホーキ、鷲餅、猿賀まんじゅう、りんご酢、めじゃーひやむぎ、りんごシロップ、ジャム、ジュース、花卉	尾上町総合センター、尾上町農村環境改善センターさるか荘、自然の森、おのえスポーツセンター	盛美園、猿賀神社、猿賀公園、ガーデンライン、自然の森、蔵並み、もてなしロマン館
平賀町	白岩まつり、ひらかねふた合同運行、ひらか夏まつり、ひらか入浴ラリー、はしご酒まつり、荒駒踊り、獅子踊り、登山囃子	りんご、米、八甲田野菜、りんごの花茶、りんご羊かん、かしわみそ、スッポンドリンク、純米酒、彩麺、りんごこんにゃくうどん、イワナ燻製	スポーツランドひらか、文化センター、健康センター、滝の沢峠ふれあい館、県つがる農産物加工センター、温泉町内20施設、津軽高原ゴルフ場、びわの平ゴルフ倶楽部、いわなの村	白岩森林公園、志賀坊森林公園、ねふた展示館、渾神の清水、温川溪流、唐竹温泉郷
碓ヶ関村	たけのこ祭り、たけのこマラソン大会、御関所祭り、村民芸能発表会、古懸獅子舞、久吉駒踊り、御関所太鼓	りんご、米、自然薯そば、自然薯ラーメン、梅しそジュース「湯あがり」、まるめろようかん、まるめろゼリー「あどはだり」、しそジュース、関のみそ、久吉木炭	文化観光館、屋内村民プール「ゆうえい館」、たけのこの里、特産品直売所	碓ヶ関御関所、道の駅津軽「関の庄」、葛西善蔵文学碑、三笠山公園、古懸山国上寺、岩淵公園、歴史の道遊歩道

## 第2節 人口・世帯

### (1) 人口

平成12年の国勢調査における3町村の人口は36,454人で、ゆるやかな減少傾向で推移しています。この10年間では1,494人、3.9%減少しており、中でも碓ヶ関村の減少率が大きくなっています。

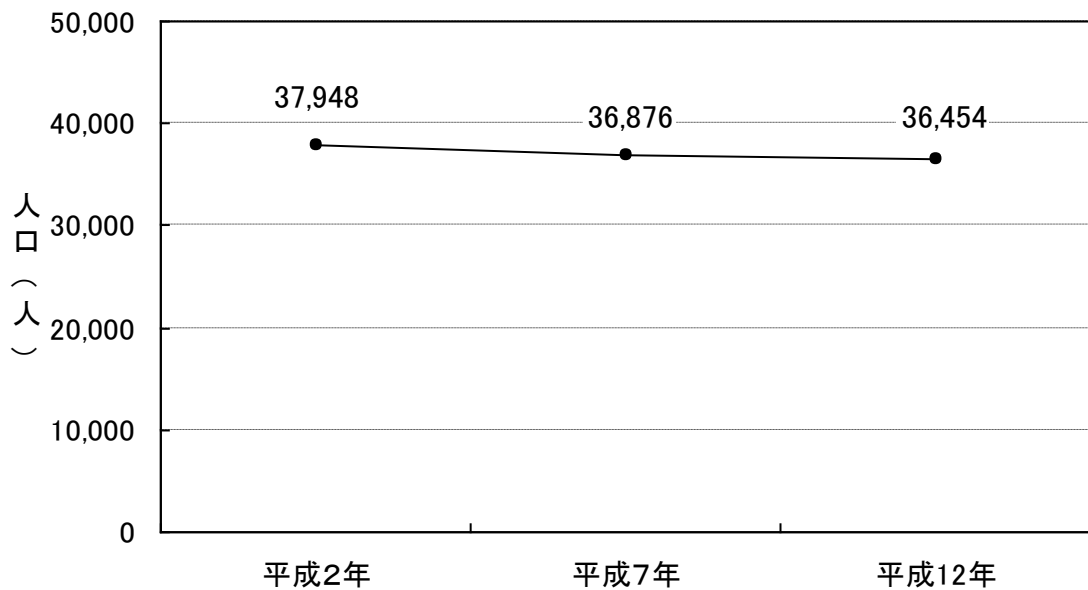
表-1 人口

(単位:人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年人口構成割合	平成2年に対する平成7年の増減率	平成7年に対する平成12年の増減率
尾上町	10,185	10,016	10,167	27.9	△1.7	1.5
平賀町	23,672	23,186	22,861	62.7	△2.1	△1.4
碓ヶ関村	4,091	3,674	3,426	9.4	△10.2	△6.8
合計	37,948	36,876	36,454	100.0	△2.8	△1.1

資料：国勢調査

グラフ-1 人口の推移



## (2) 年齢別構成人口

平成12年の国勢調査における3町村の年齢別構成人口(表-1)は、年少人口5,207人、生産年齢人口23,060人、老年人口8,187人となっています。この10年間で年少人口が26.6%、生産年齢人口が8.2%減少しているのに対し、老年人口は43.2%増加しており、急速に少子高齢化が進行しています。

平成12年における3町村の年齢別構成人口(表-2)を町村別に見ると、年少人口の割合が最も高いのは平賀町の14.6%で、最も低いのは碓ヶ関村の11.7%です。また、生産年齢人口の割合が最も高いのは尾上町の63.7%で、最も低いのは碓ヶ関村の59.4%です。老年人口の割合では最も高い碓ヶ関村が28.9%に達し、最も低い平賀町は21.8%となっています。

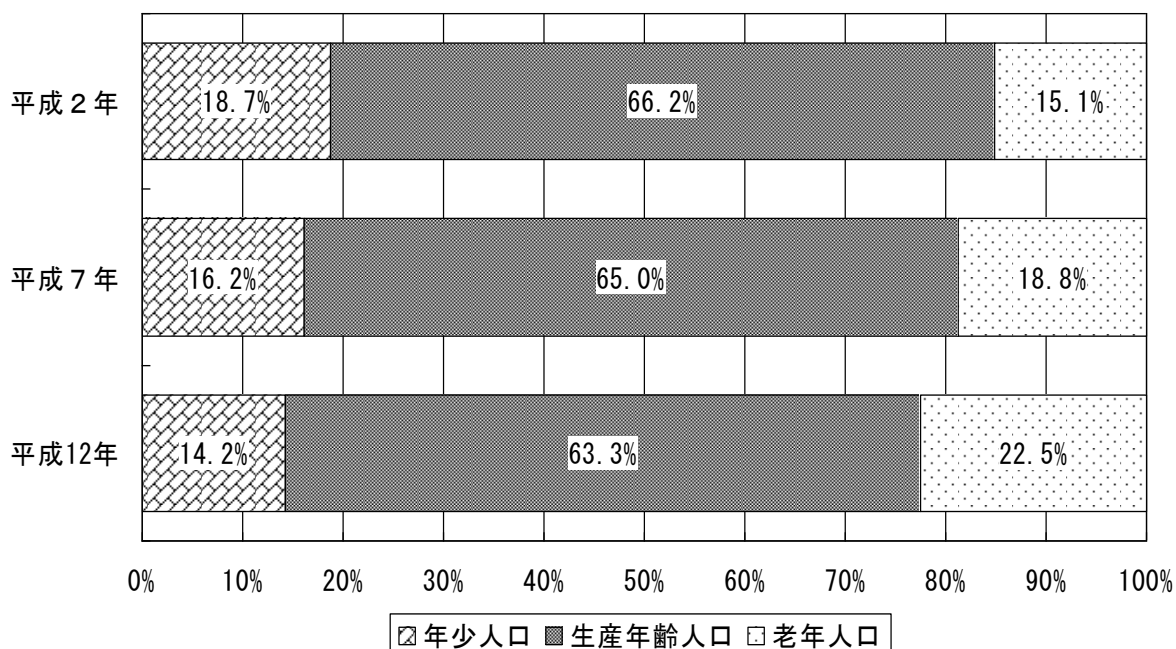
表-1 年齢別構成人口

(単位:人、%)

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		合計
	0~14歳	割合	15~64歳	割合	65歳以上	割合	
平成2年	7,098	18.7	25,131	66.2	5,719	15.1	37,948
平成7年	5,963	16.2	23,984	65.0	6,929	18.8	36,876
平成12年	5,207	14.2	23,060	63.3	8,187	22.5	36,454

資料:国勢調査

グラフ-1 年齢別構成人口の推移



資料:国勢調査

表－2 平成12年における年齢別構成人口

(単位：人、%)

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		合計
	0～14歳	割合	15～64歳	割合	65歳以上	割合	
尾上町	1,466	14.4	6,480	63.7	2,221	21.9	10,167
平賀町	3,340	14.6	14,545	63.6	4,976	21.8	22,861
碓ヶ関村	401	11.7	2,035	59.4	990	28.9	3,426
合計	5,207	14.2	23,060	63.3	8,187	22.5	36,454

資料：国勢調査

### (3) 世帯数

平成12年の国勢調査による3町村の世帯数（表－1）は9,810世帯で、この10年間では266世帯、割合にして2.8%増加しています。

また、1世帯当たりの人員（グラフ－1）は、平成2年の3.98人から平成12年には3.72人に減少しています。

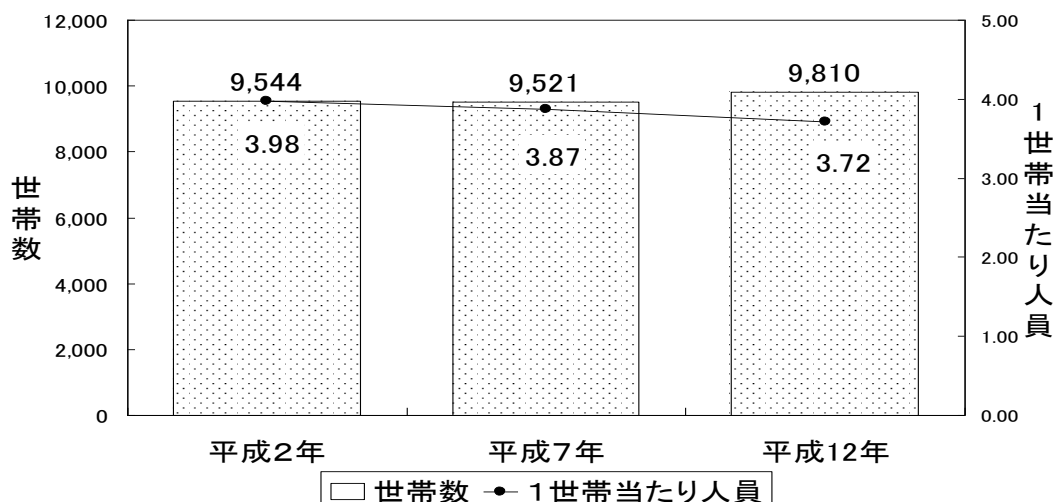
表－1 世帯数

(単位：世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年世帯数構成割合	平成2年に対する平成7年の増減率	平成7年に対する平成12年の増減率
尾上町	2,547	2,576	2,748	28.0	1.1	6.7
平賀町	5,778	5,834	5,997	61.1	1.0	2.8
碓ヶ関村	1,219	1,111	1,065	10.9	△8.9	△4.1
合計	9,544	9,521	9,810	100.0	△0.2	3.0

資料：国勢調査

グラフ－1 世帯数の推移



#### (4) 就業人口と産業別就業人口

平成12年の国勢調査による3町村の就業人口(表-1)は、19,373人と10年間で581人、割合にして2.9%の減少となっています。

平成12年における産業別就業人口(表-2)は、第1次産業が5,202人、第2次産業が5,378人、第3次産業が8,791人で、この10年間では第1次産業は24.7%減少しているのに対し、第2次産業では0.4%、第3次産業では14.7%増加しています。

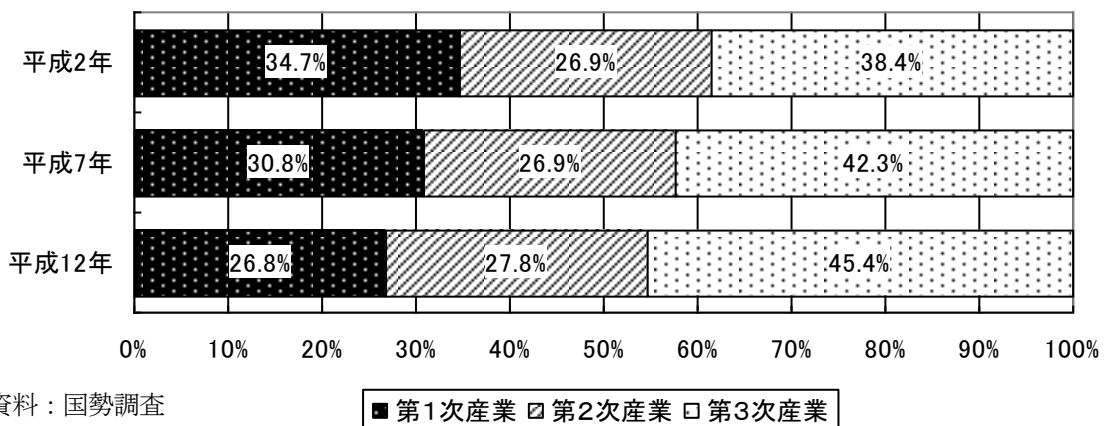
表-1 就業人口

(単位:人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年 就業人口 構成割合	平成2年に対 する平成7年 の増減率	平成7年に対 する平成12 年の増減率
尾上町	5,344	5,406	5,515	28.5	1.2	2.0
平賀町	12,549	12,357	12,211	63.0	△1.5	△1.2
碓ヶ関村	2,061	1,853	1,647	8.5	△10.1	△11.1
合計	19,954	19,616	19,373	100.0	△1.7	△1.2

資料:国勢調査

グラフ-1 産業別就業人口の推移



資料:国勢調査

表-2 産業別就業人口

(単位:人、%)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
	就業人口	割合	就業人口	割合	就業人口	割合	
平成2年	6,912	34.7	5,356	26.9	7,667	38.4	19,935
平成7年	6,033	30.8	5,280	26.9	8,286	42.3	19,599
平成12年	5,202	26.9	5,378	27.8	8,791	45.4	19,371

注) 分類不能の産業があるため、総就業人口とは一致しません。

資料:国勢調査

### 第3節 産業の状況

#### (1) 農業

3町村全体の農家戸数(表-1)は減少傾向にあり、平成12年には3,771戸で、町村別に見てもすべての町村が減少しています。

農業粗生産額も同様に減少傾向にあり、昭和60年から平成2年、平成7年から平成12年にかけての減少率が大きく、平成12年の農業粗生産額は95億4千万円となっています。

また、品目構成(グラフ-2)は、りんごの占める割合が44.8%と最も高く、次いで米の29.5%となっています。

表-1 農家数と農業粗生産額の推移

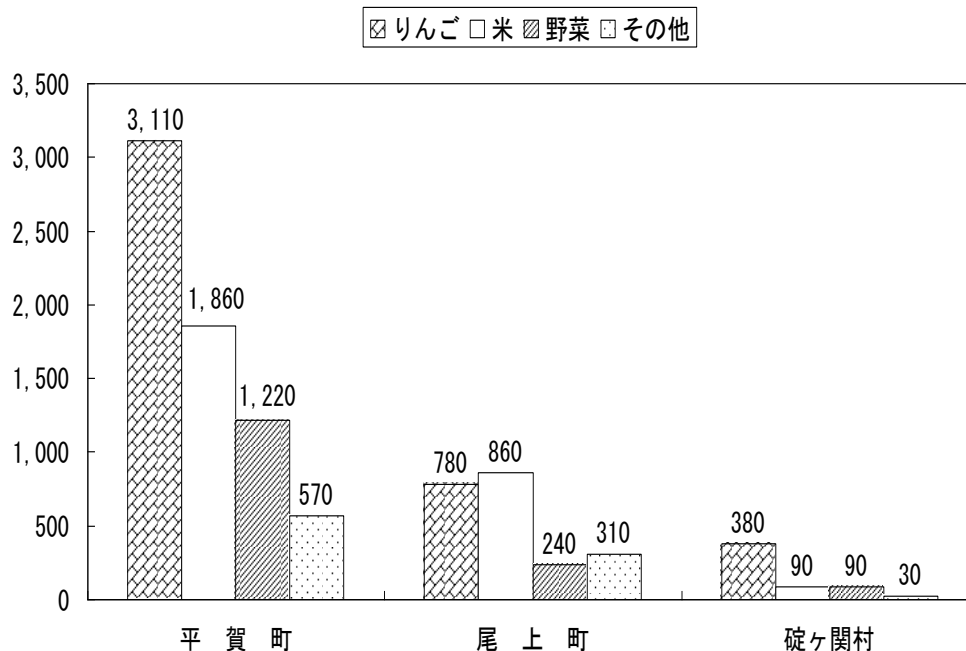
(単位: 戸、百万円)

	農 家 数				農業粗生産額			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
尾上町	1,271	1,217	1,118	1,019	3,384	2,729	2,803	2,190
平賀町	3,079	2,909	2,747	2,527	9,915	8,436	7,992	6,760
碓ヶ関村	331	310	255	225	1,304	1,045	785	590
合 計	4,681	4,436	4,120	3,771	14,603	12,210	11,580	9,540

資料: 農業センサス、生産農業所得統計

グラフ-1 各町村の農業粗生産額(平成12年)

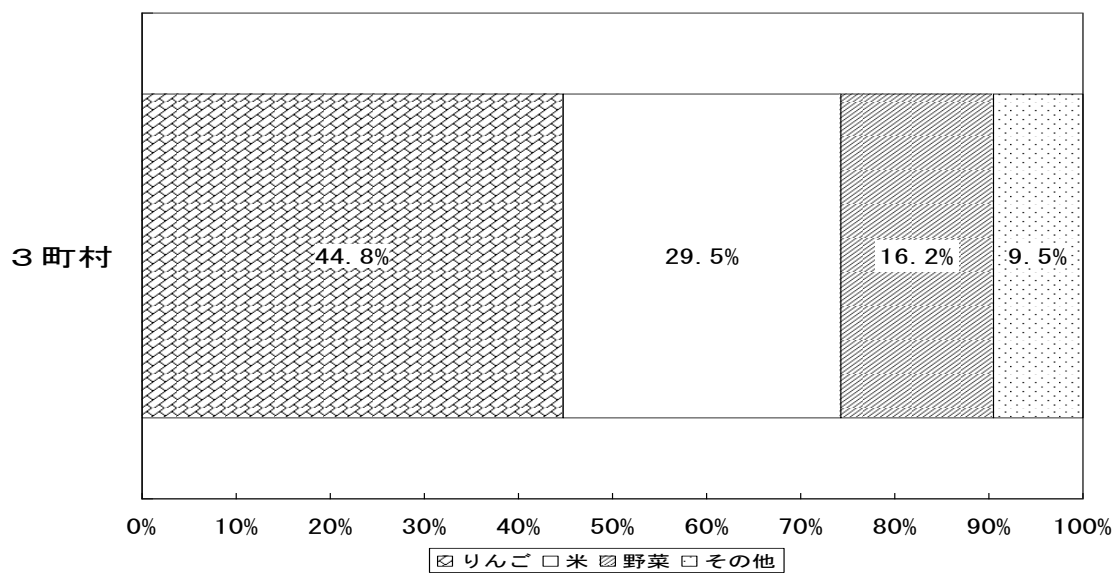
(単位: 百万円)





グラフー2 農業粗生産額の品目構成割合（平成12年）

（単位：％）



資料：生産農業所得統計

## (2) 事業所数と従業者数

平成13年における3町村全体の事業所数は1,516事業所で、昭和61年と比較すると3.4% (53事業所) 減少しています。町村別に見ると、過去15年間で増加したのは平賀町で、他の2町村は減少となっています。

また、平成13年の従業者数は11,914人で、過去15年間では27.3%増加しており、町村別に見ると、平賀町と尾上町は過去15年間で増加しているものの、碓ヶ関村は平成3年以後減少傾向が続いています。

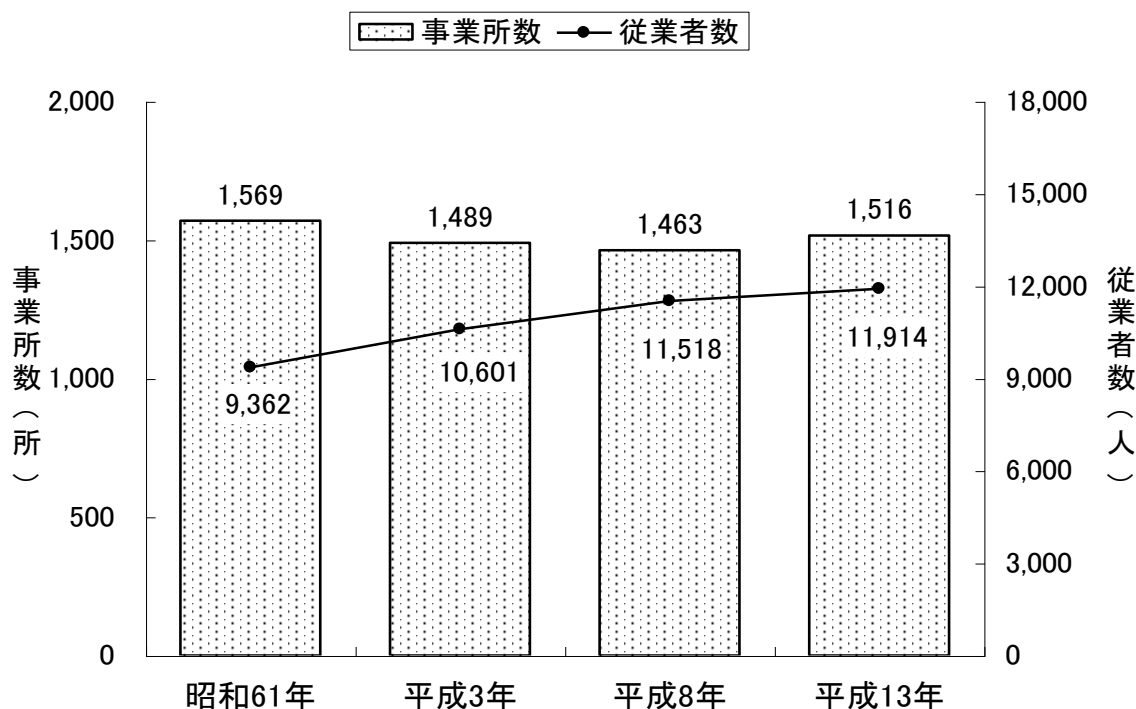
表-1 事業所数と従業者数の推移

(単位：事業所数、人)

	事業所数				従業者数			
	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年
尾上町	482	402	409	465	2,446	2,724	3,295	3,337
平賀町	862	875	860	873	5,785	6,595	6,995	7,500
碓ヶ関村	225	212	194	178	1,131	1,282	1,228	1,077
合計	1,569	1,489	1,463	1,516	9,362	10,601	11,518	11,914

資料：事業所統計

グラフ-1 事業所数と従業者数の推移



資料：事業所統計

### (3) 工業

平成14年の3町村全体の製造業事業所数(表-1)は48事業所で、製造品出荷額等は約215億円となっています。平成14年の平賀町の製造品出荷額等は、全体の73.6%を占め、約158億円となっています。

表-1 製造業事業所数と製造品出荷額等の推移

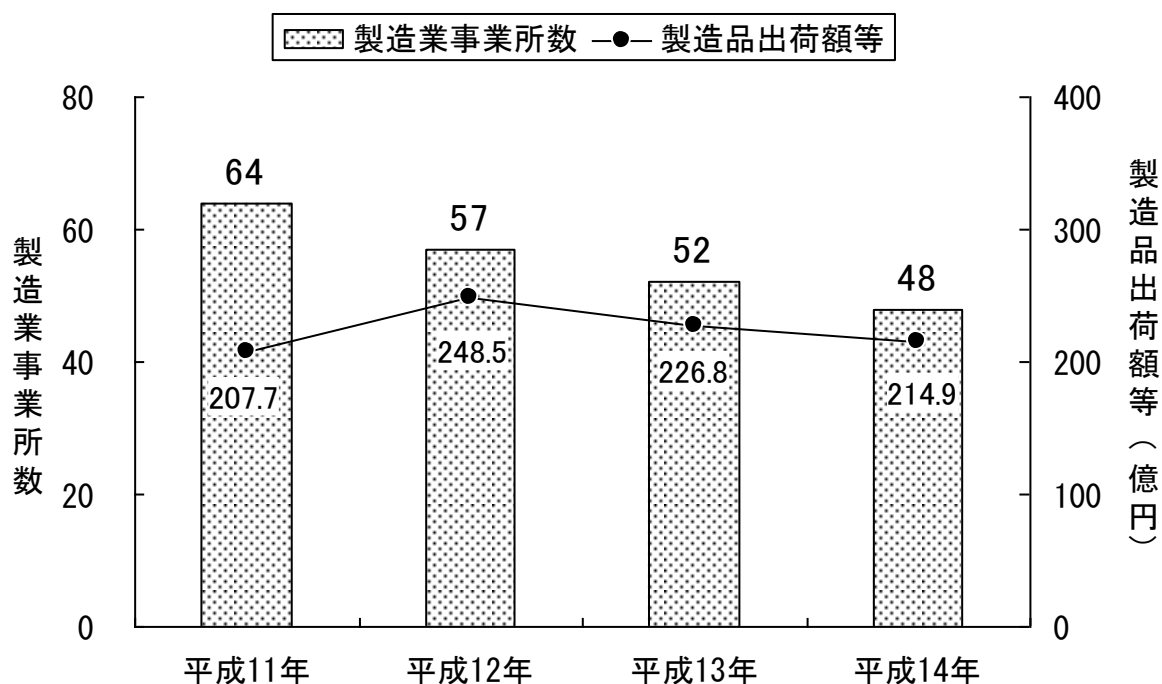
(単位：事業所数、百万円)

	製造業事業所数				製造品出荷額等			
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
尾上町	27	25	23	21	5,847	5,881	5,261	5,430
平賀町	29	25	23	21	14,416	18,495	17,149	15,810
碓ヶ関村	8	7	6	6	502	473	269	246
合計	64	57	52	48	20,765	24,849	22,679	21,486

注1) 従業者4人以上の事業所。

資料：工業統計

グラフ-1 製造業事業所数と製造品出荷額等の推移



資料：工業統計

#### (4) 商業

平成14年の3町村全体の商店数（卸、小売業）（表－1）は421店舗で、年間商品販売額（卸、小売業）は約399億円となっています。

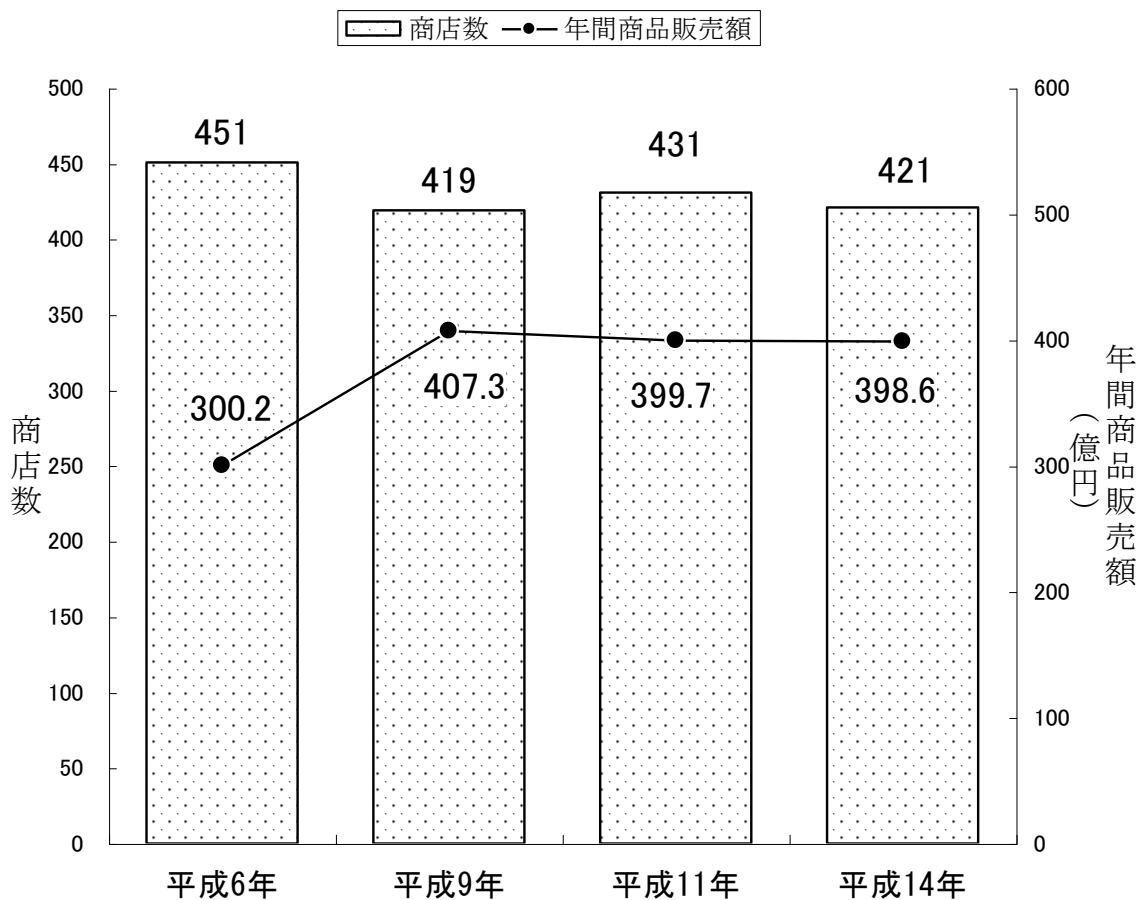
表－1 商店数と年間商品販売額の推移

（単位：商店数、百万円）

	商店数（卸、小売業）				年間商品販売額（卸、小売業）			
	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
尾上町	135	122	129	130	11,567	17,940	15,426	15,318
平賀町	256	245	247	239	16,972	21,390	23,190	23,105
碓ヶ関村	60	52	55	52	1,480	1,399	1,349	1,438
合計	451	419	431	421	30,019	40,729	39,965	39,861

資料：商業統計

グラフー2 商店数と年間商品販売額の推移



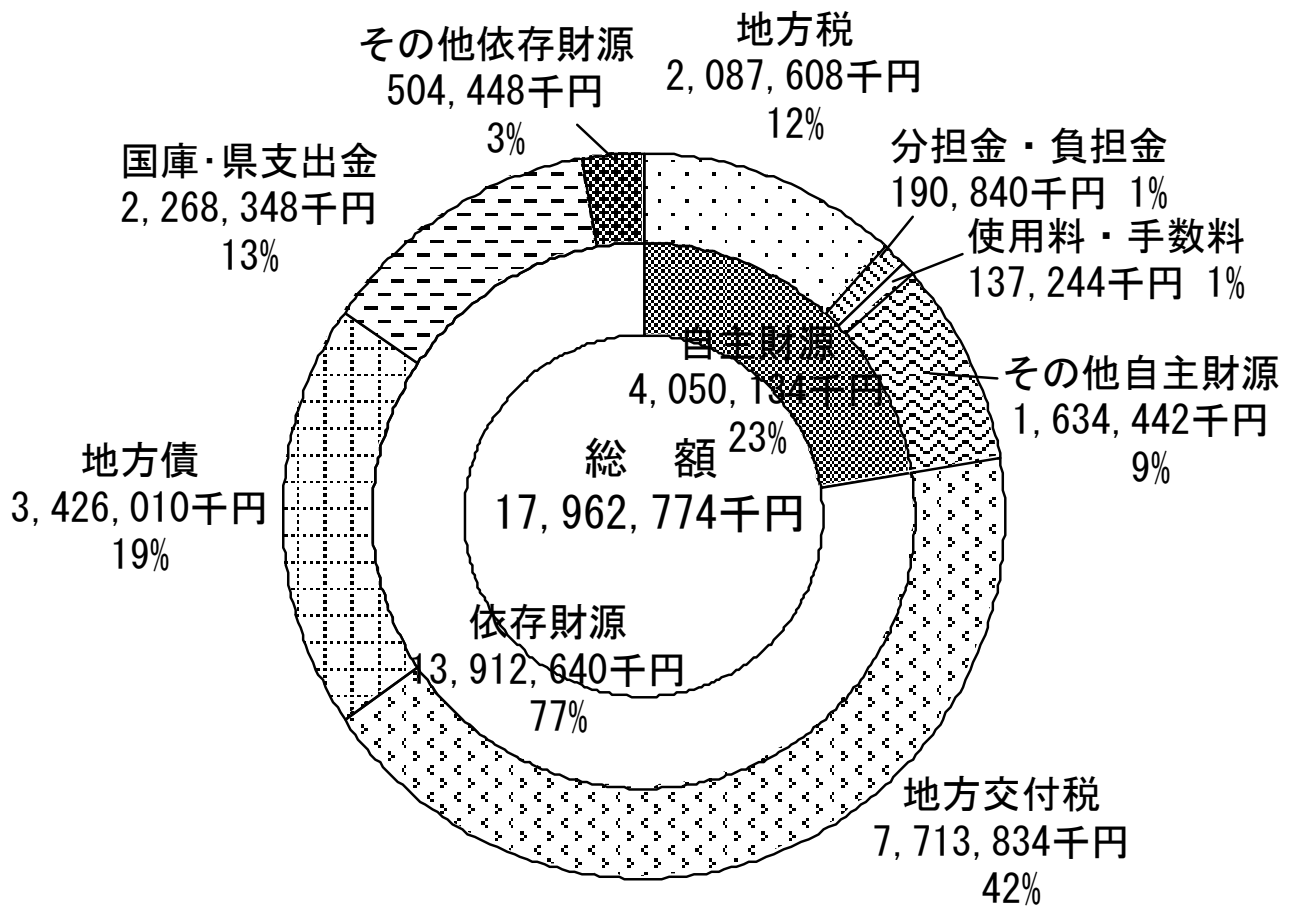
## 第4節 財政の状況

### (1) 歳入

3町村の普通会計では、歳入のうち地方税や使用料等の自主財源は23%しかなく、地方交付税や国・県支出金、地方債などの依存財源が77%を占め、行政運営されています。

現在、国による「三位一体」の財政構造改革が進められており、税源移譲や地方交付税、国庫補助金等において制度や配分の見直しが検討されており、自主財源比率が低い各町村にとって厳しい財政運営が求められることが予想されます。

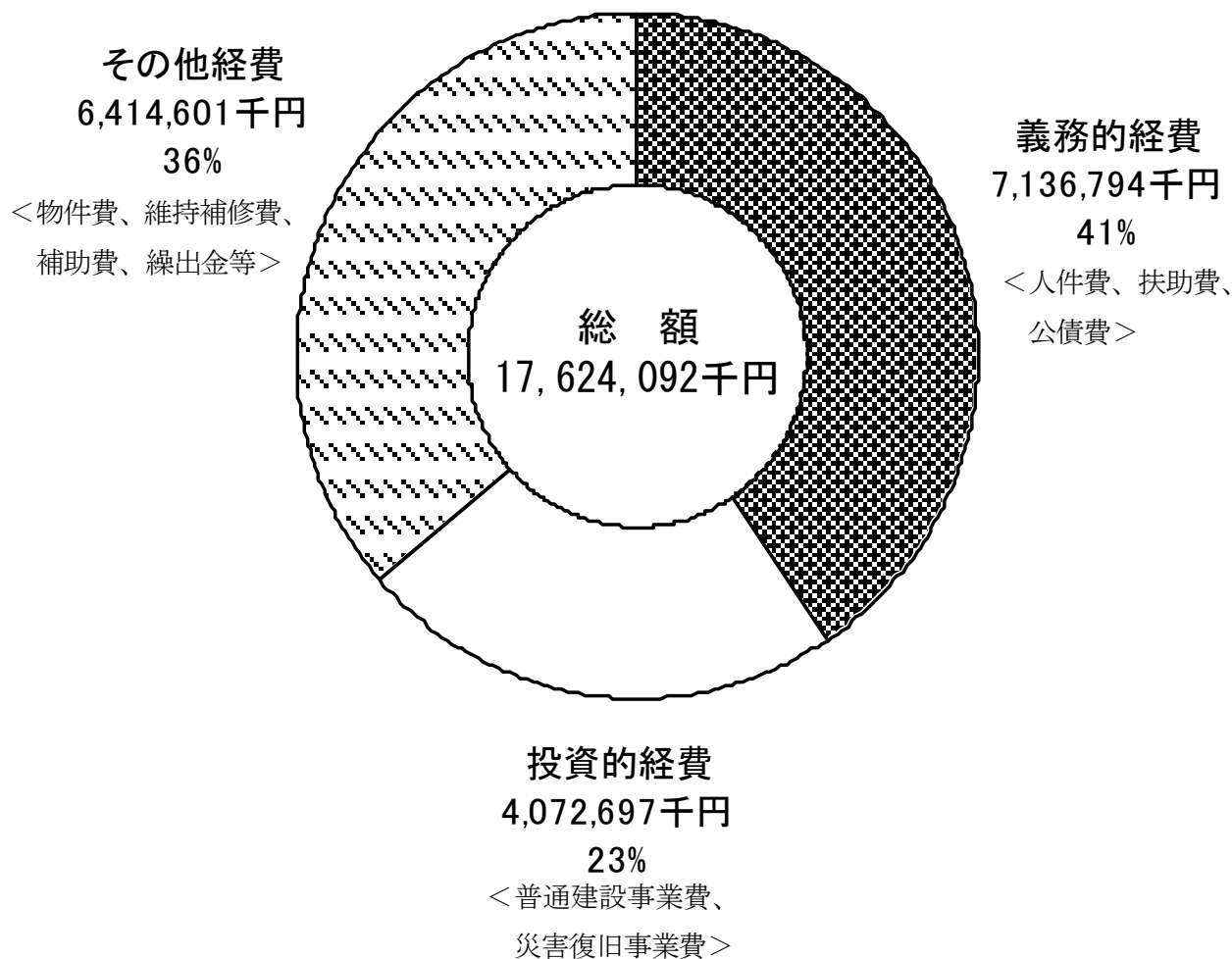
【歳入構造】（平成15年度決算）



## (2) 歳出

3町村の平成15年度普通会計の決算(歳出)は、約180億円となっており、各町村とも行財政改革の一環として、これまで人件費や物件費をはじめとする歳出の抑制に取り組んできましたが、依然として義務的経費が4割であり、現状でこれ以上の削減は困難な状況にあります。今後は公共施設の整備や行政サービスの見直し、公共投資の削減も視野に入れた改革が迫られています。

【歳出構造】(平成15年度決算)



## 第3章 主要指標の見通し

### 第1節 総人口

#### (1) 人口

推計による新市の人口（表－1）は年々減少し、令和7年には平成12年の36,454人に対し、8,216人減の28,238人になるものと予測されます。

表－1 人口（推計）

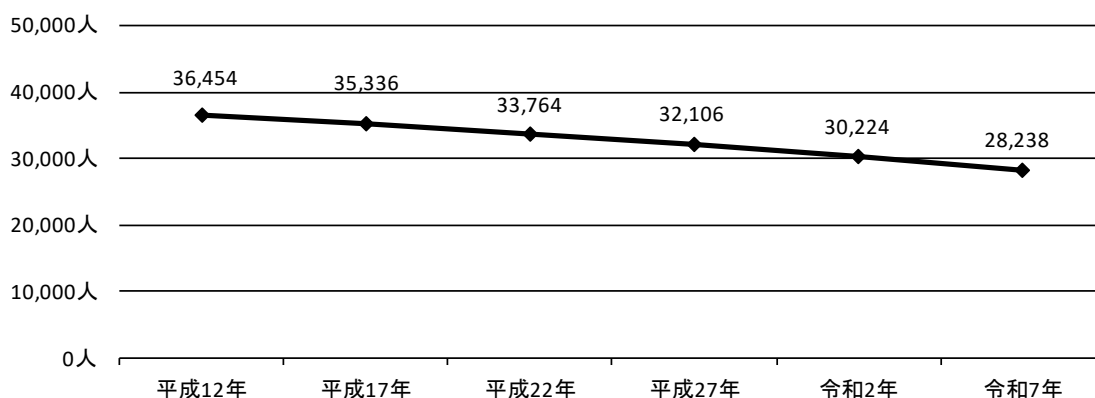
（単位：人、％）

	国勢調査				推計人口		平成12年に対する令和7年の増減率
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	
新市	36,454	35,336	33,764	32,106	30,224	28,238	△22.5
対前期増加率	-	△3.1	△4.4	△4.9	△5.9	△6.6	-

注) 人口の推計方法（コーホート要因法）

コーホートとは、ある一定期間に出生した集団を意味し、「コーホート要因法」とは各集団の男女・年齢別人口を基準として、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に将来人口を推計する方法です。

グラフー1 人口の見通し(推計)



## (2) 年齢別構成人口

推計による新市の年齢別構成人口（表－1）は、令和7年には年少人口（0～14歳）3,012人、生産年齢人口（15～64歳）14,855人、老年人口（65歳以上）10,371人になるものと予測されます。

年少人口の割合は平成12年の14.2%から令和7年には10.7%、生産年齢人口は63.3%から52.6%に減少しますが、老年人口は22.5%から36.7%と大幅に増加し、高齢化が進むものと予測されます。

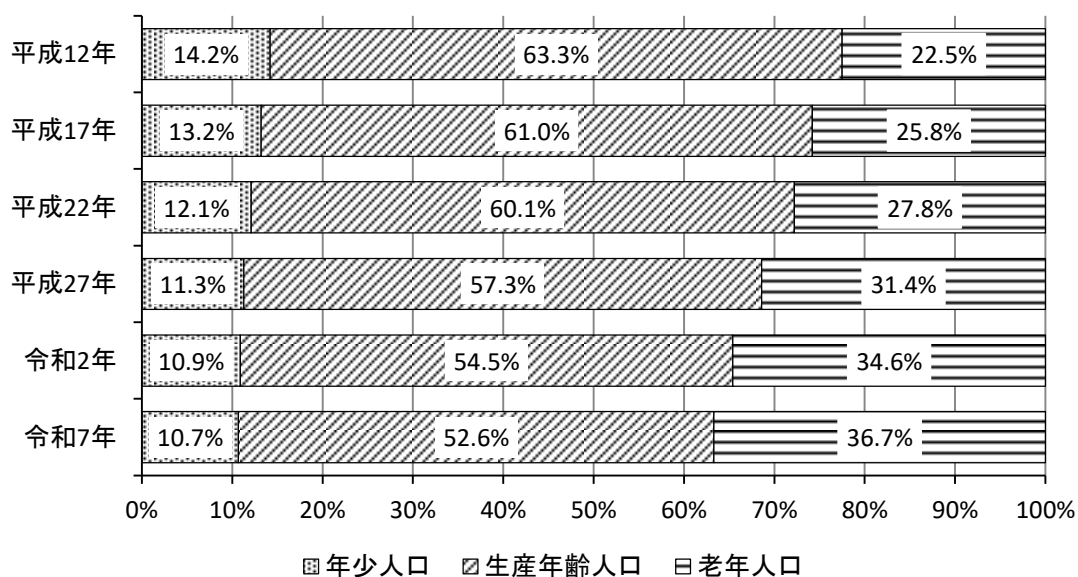
表－1 令和7年における年齢別構成人口

(単位：人、%)

	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	0～14歳	割合	15～64歳	割合	65歳以上	割合
新市	3,012	10.7	14,855	52.6	10,371	36.7

(国立社会保障・人口問題研究所資料より)

グラフー1 年齢別構成人口の見通し(推計)





## 第2節 世帯数

### (1) 世帯数

推計による新市の世帯数（表－1）は、核家族化が進展するものの、人口が減少傾向にあることからほぼ横ばいに推移し、令和7年には9,992世帯になるものと予測されます。

表－1 世帯数（推計）

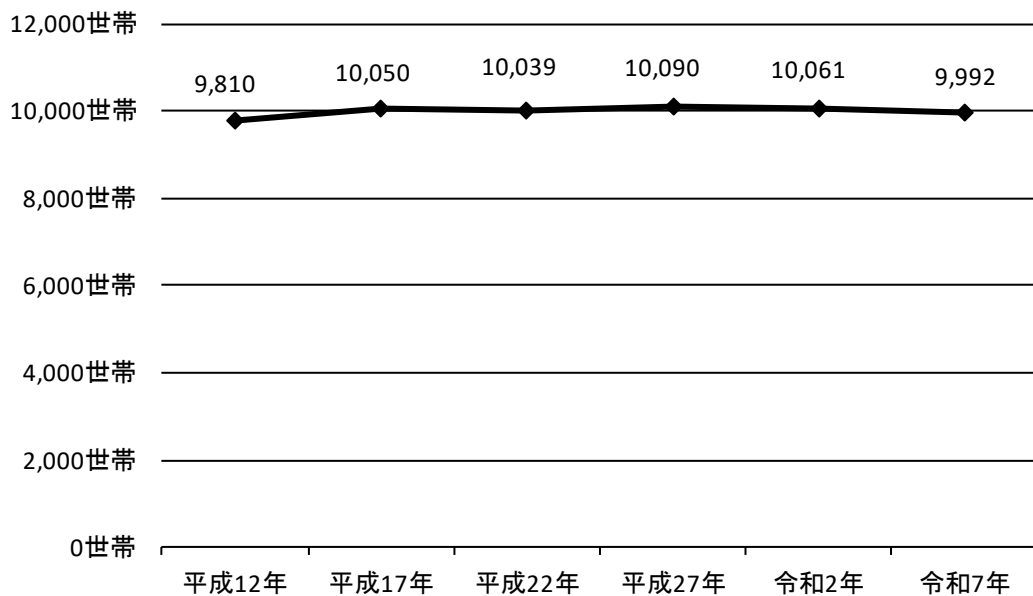
（単位：世帯、％）

	国勢調査				推計世帯数		平成12年に対する令和7年の増減率
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	
新市	9,810	10,050	10,039	10,090	10,061	9,992	1.9
対前期増加率	-	2.4	△0.1	0.5	△0.3	△0.7	-

注) 推計世帯数の推計方法

平成17年～平成27年の国勢調査の人口及び世帯数を参考にして、将来の平均世帯人口を設定し、推計された人口から世帯数を推計します。

グラフー1 世帯数の見通し(推計)



## (2) 1世帯当たり人員

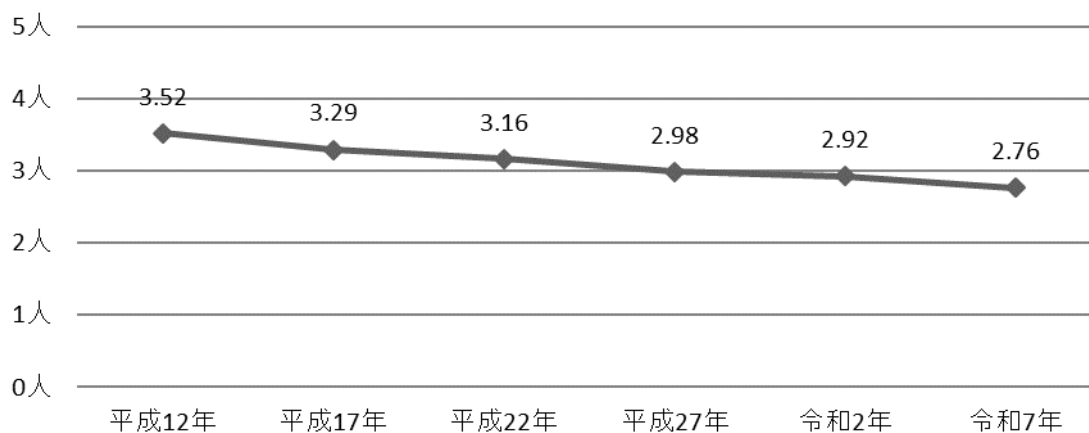
推計による新市の1世帯当たりの人員(表-1)は、平成12年の3.52人から令和7年には、0.76人減の2.76人になるものと予測されます。

表-1 1世帯当たり人員(推計)

(単位:人)

	国勢調査				推計世帯人員数	
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
新市	3.52	3.29	3.16	2.98	2.92	2.76

グラフ-1 1世帯当たり人員(推計)



### 第3節 就業人口

#### (1) 就業人口

推計による新市の就業人口（表－1）は、平成12年の19,373人から、令和7年には5,169人減の14,204人になるものと予測されます。

表－1 就業人口（推計）

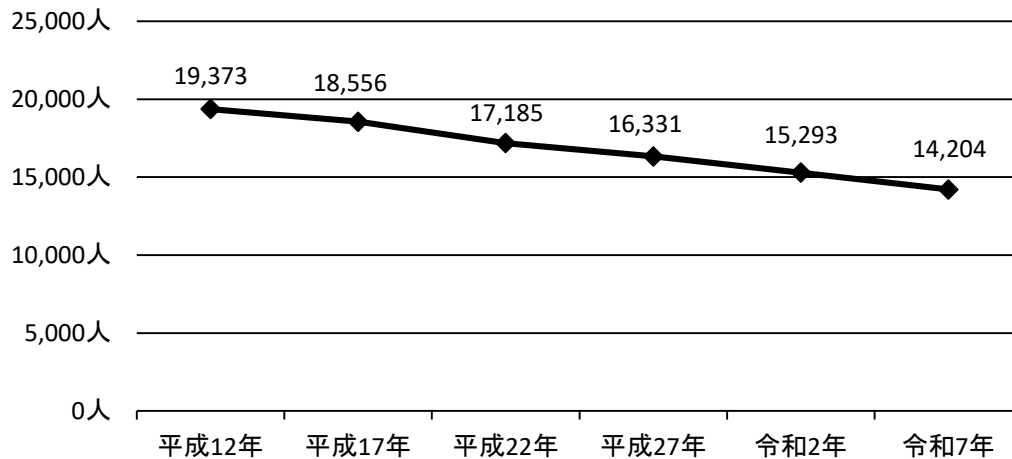
（単位：人、％）

	国勢調査				推計就業人口		平成12年に対する令和7年の増減率
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	
新市	19,373	18,556	17,185	16,331	15,293	14,204	△26.7
対前期増加率	-	△4.2	△7.4	△5.0	△6.4	△7.1	-

注) 推計就業人口の推計方法

平成2年から平成27年の国勢調査の人口に占める就業者数の割合を求め、その割合の増減値の平均を推計人口に反映させて就業者数を推計します。

グラフー1 就業人口見通し(推計)



## (2) 産業別就業人口

推計による新市の産業別就業人口(表-1)は、令和7年には第1次産業が2,858人、第2次産業が2,902人、第3次産業が8,444人になるものと予測されます。

第1次産業、第2次産業については就業人口、割合ともに減少傾向が続くものと予測されます。

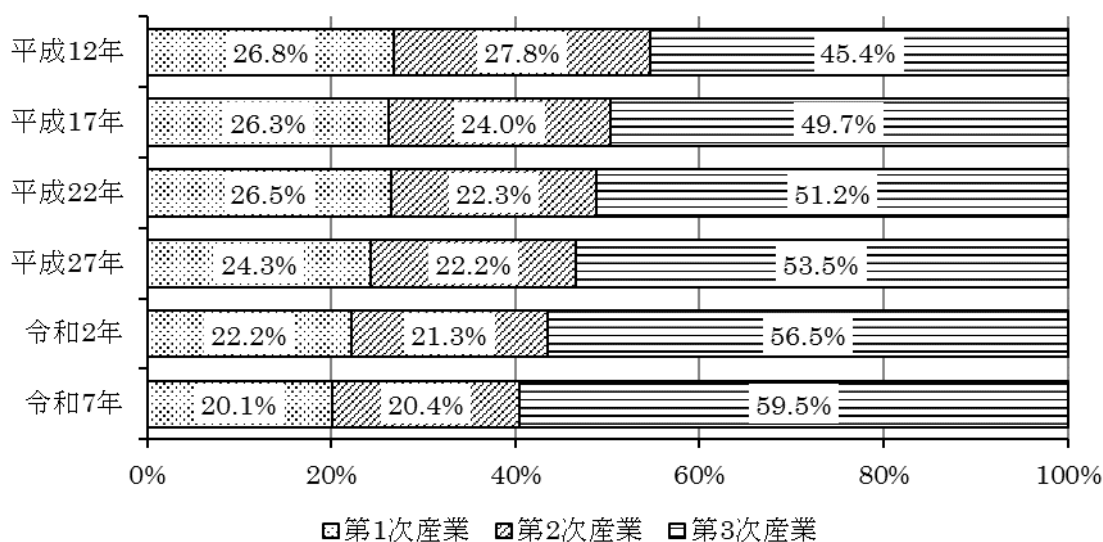
第3次産業については就業人口は緩やかに減少するものの、割合は増加傾向が続くものと予測されます。

表-1 産業別就業人口(推計)

(単位:人、%)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計
	就業人口	割合	就業人口	割合	就業人口	割合	
平成12年	5,202	26.8	5,378	27.8	8,793	45.4	19,373
平成17年	4,876	26.3	4,452	24.0	9,228	49.7	18,556
平成22年	4,551	26.5	3,825	22.3	8,809	51.2	17,185
平成27年	3,972	24.3	3,630	22.2	8,729	53.5	16,331
令和2年	3,398	22.2	3,262	21.3	8,633	56.5	15,293
令和7年	2,858	20.1	2,902	20.4	8,444	59.5	14,204

グラフ-1 産業別就業人口の見通し(推計)



## 第4章 新市の課題

### 1 若者定住と人材の育成

新市の持続的な発展と地域の活力の維持のためには、人口の定住とりわけ若年者の定住が不可欠です。

雇用の確保や魅力ある農業等の振興を図ることと、地域や郷土への愛着を高め、若者の流出を防ぎ、定住促進を図っていくことが課題となっています。

また、地域振興のためには人材の育成が最も重要であり、諸産業に先鋭的に取り組むための技術、経営感覚等を兼ね備えた人材の育成も急務とされています。

### 2 少子高齢化社会への対応

少子高齢化の進展の中で、保健・医療・福祉の一体化したサービスの提供で、安心できる社会の構築が期待されています。

人口の将来予測でも、総人口は減少傾向にあり、子どもを生子、育てる環境の整備は最も急務であり、人口減少を食い止め、地域の活力の維持につながる対策が求められています。

さらには、核家族化に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加している状況にあります。

こうした現状を踏まえ、すべての住民が安心して生活できるように、保健・医療・福祉施策の充実を図るとともに、地域全体で支えあう社会を構築していく必要があります。

### 3 生活環境の充実

地域に愛着を持ち、愛し続けるには、基本となる生活環境が基礎となります。生活の場としての環境の整備は、着実にその整備が進められてきたものの、満足度においてはまだまだ不十分といえます。

また、冬期間における積雪寒冷の気候は、通勤、通学など生活全般に影響を及ぼしており、除雪、防雪対策の充実が求められています。

快適な住環境の整備を進めるとともに、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできるよう、災害に強いまちづくりや交通安全、防犯体制の充実が求められて

います。

## 4 基幹産業の活性化

新市の基幹産業は、平坦地の稲作、野菜、台地でのりんごと米の複合栽培、高冷地の野菜などの農業となっています。

近年、農業を取り巻く状況は、価格の低迷等経営安定には程遠く、後継者不足や高齢者の就業など、悪化に拍車がかかっています。

また、地域の農業は、地域経済に大きな影響を及ぼしており、商業、工業等他産業への波及効果も大きく、農業経営を安定させることが、地域経済の活性化へ貢献することから、生産基盤の確立と生産品の高付加価値化と生産性の向上など魅力ある農業を確立していく必要があります。

## 5 財政基盤の強化

新市の財政状況は、依存財源（地方交付税、地方債、国・県支出金など）に大きく頼る構造になっており、その比率は約80%を占めています。

国・地方を通じた財政状況の悪化といった社会背景をもとに、交付税や補助金の見直しも検討されており、地方財政の厳しい状況は今後も継続することが予想されます。

このことから、施設の統廃合や組織の効率化、さらには徹底した経費節減により財政力の強化を図っていく必要があります。

## 6 住民参加のまちづくりの推進

社会の成熟化にともない、住民のニーズが多様化、高度化しています。

今後の厳しい財政状況の下では、既存のサービスの提供が困難となる状況も予想され、話し合いも含めた住民参加も必要になります。

さらには地方分権社会における「自己決定・自己責任」によるまちづくりを推進していくためには、行政と地域住民との協働を進めることが求められています。

## 第5章 新市建設の基本方針

### 第1節 新市の基本理念

---

新市は、農業を基幹産業としながらも、商工業ともあいまって地域の振興を図ってきたところですが、隣接する弘前市、黒石市の都市サービスを楽しむとともに、都市の補完的機能としてベッドタウン等の役割も担ってきたところです。

これまで先人が脈々と築いてきた、りんご産業や稲作、さらには歴史、文化を尊重しながら、新たな生活の場としての新市を建設する必要があります。

近年、ITなどに代表される情報化の進展が著しく、加えて社会環境や生活環境の急激な変化に対応した新たな行政サービス需要が発生していますが、一方では、より安全で快適な生活を求める人々が増えるなど、社会の成熟化に伴い価値観の多様化も進展しています。

このような背景の中で、今日の地方分権時代における個性豊かなまちづくりを進めるとともに、自己責任を伴った地域の自立をめざし、当地域の恵まれた自然・風土を活かした産業や観光の活性化、そこに住む人々の個性を尊重しながら、人と人のふれあいのある地域づくり、自らの郷土や歴史を愛し誇れることのできる地域づくりを推進していく必要があります。

このことから、新市の基本理念を下記のとおり設定し、合併後の新しい市を創っていくこととします。

新市の基本理念

**「ひと、地域、産業がきらめく**

**新たな市をめざして」**

## 第2節 新市の将来像

---

新市の将来の姿（新市の将来像）について、下記のとおり設定し、基本理念と併せてこれからのまちづくりの指針としていきます。

### （1）個性が尊重され、ひとがきらめくまち

急激な社会変化と生活様式の都市化などが進展するとともに、少子高齢化や環境問題、地域コミュニティの衰退など地域の再生が課題となっています。

今後のまちづくりにおいては、住民と行政、企業等が役割分担をしながら、地域全体で支えあうことが求められ、自己の確立を掲げ、すべての人の個性が尊重され、人としてきらめくまちづくりをめざします。

### （2）快適な生活空間が確保され、地域がきらめくまち

地域住民の基本的な生活の場としての生活環境の整備が、生活様式の近代化（都市化）の進展に併せ強く望まれています。

また、住民の安全・安心のための防災対策や、冬期間の除排雪体制の確立も生活にとって、不可欠なものであります。

生活環境は、癒し、安らぎの最も身近なものであり、それぞれの生活様式に対応した生活環境を整備し、地域がきらめくまちづくりをめざします。

### （3）地域の特性を活かした産業がきらめくまち

当地域はりんごの栽培や水稲、野菜栽培など農業を基幹産業とする地域で、りんご栽培や水稲においては県内のトップランナーとしてその実績を高く評価されているところです。

また、工業分野では、地域内に立地している製造業を中心に地域経済や雇用に大きく貢献しており、さらには、多くの観光施設が設置されており、今後は観光産業も含めこれら産業全体がきらめくまちづくりをめざします。

### （4）地域住民との協働作業できらめく新市

地域やまちの課題に対応し、すみよい地域づくりを進めるためには、地域住民が自らの課題として認識し、主体的な参加と協働で新たなまちづくりを進める必要があります。

新市のまちづくりは、地域住民の主体的な協働作業で行い、新市全域で個性が発揮され、きらめく新市をめざします。



## 第3節 まちづくりの基本目標

---

新市の基本理念に基づき、新市の将来像を実現するために基本目標を下記のとおり設定し、新しいまちづくりを推進します。

### (1) 郷土に愛着を持ち、心豊かな人材の育成（教育・文化）

郷土はその地に生を受けた人にとって、独特な匂いや雰囲気など人格の一端を担っている大事なものであり、歴史や郷土を大切にすることはまちづくりそのものです。

今後は心豊かな人材の育成のため、生涯学習の充実や学校教育環境の整備など、学習環境の整備に努めます。

また、伝統芸能や祭り・文化財などの保護継承や地域資源の発掘などにより、地域の個性を確立し、郷土を愛するひとづくりを進めます。

さらに、各地区のコミュニティを活用しながら、スポーツ・文化活動の振興と地域間交流を促進し、まとまりのある文化の薫るまちづくりをめざします。

### (2) お互いが支えあう共生のまちづくり（保健・医療・福祉）

急速な少子高齢化の進展に伴い、社会保障制度も大きく変化する兆しが現れているなかで、健康で恵まれた生活を送れることは、社会全体にとっても大切なことです。

福祉制度の充実やいきがづくり、さらには医療の充実などに努めるとともに、社会や地域との関わりを持ち続け、地域住民がお互いに支えあう共生のまちづくりを推進します。

### (3) やすらぎとぬくもりを感じる生活空間づくり

#### （自然環境・生活環境）

先人から受け継いだ恵まれた美しい自然環境を次世代に伝えることは、このまちに住む私たちの使命でもあります。

また、生活様式の変化により、生活の場としての環境の整備が計画的に進められてきましたが、まだ安全・安心、快適の面では十分とは言えず、災害に対応した安全・安心で快適なまちづくりを進める必要があります。

さらに、資源循環型社会の一員として、環境への配慮をしながら、やすらぎと

ぬくもりのある地域づくりを推進します。

#### **(4) 交流の推進と拠点づくり（交流とネットワーク）**

新市はその区域を広大なものとし、区域内の中心としてそれぞれの拠点を確保することが求められています。

新市の一体性の醸成のためには、交流を促進し、従来の町村の枠を越えた新市住民としての意識づくりが必要であり、今後、それぞれの地域の特性を認め合いながら、人、もの、情報等の交流を推進していきます。

また、主要な連絡道路としての道路ネットワークの形成や、情報通信網の整備など生活の利便性の向上を図ります。

#### **(5) うるおいと活力に満ちた産業の育成（産業・経済）**

新市では、稲作とりんご、野菜を中心とした農業が基幹産業であり、今後も農業振興による産業の活性化が求められています。近年は食の安全・安心が消費者より強く求められており、食料供給基地として位置付けを確実なものとするため、有機栽培や減農薬栽培等の農業の振興をさらに進めるとともに、農産物の高付加価値化に積極的に取り組むこととしています。

また、地域の特性を活かした農山漁村での滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムなど、農業の6次産業化にも取り組む必要があります。

さらには、商工業においては既存企業の育成や地場産業の活性化を図るとともに、自然環境や地域資源、歴史や文化を活用した観光、それぞれの地域特性を活かした商業の振興など、多様な産業振興を図ります。

#### **(6) 参加と協働のまちづくり（参加・協働）**

社会情勢や住民ニーズの変化、地方分権の推進などにより、市町村における行政サービスは量的に増大し、質的にも高度化、多様化しています。

今後とも新市の独自性と自立性を確保するためには、住民の知恵と力を出し合って協働で、まちづくりを進める必要があります。

加えて、財政状況が極めて厳しい現状では、組織、機構の見直しや事務事業の改革等で健全性を保ちながら、まちづくりを推進します。

## 第4節 土地利用・地域別整備の方針

---

### 1 土地利用

#### 土地利用の基本方針

新市の土地利用については、社会的、経済的、歴史的な諸背景に十分配慮しながら、市街地的利用と農業的利用との調和を図りながら、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めることとします。

なお、新市においては、国土利用計画法に基づいた土地利用計画を策定し、適正な土地利用の確保を図ります。

### 2 地域別整備の方針（ゾーニング）

新市は、地形や機能等により「都市機能ゾーン」「生活空間ゾーン」「産業振興ゾーン」「自然環境保全ゾーン」の4つのゾーンに分類することができます。

#### 都市機能ゾーン

現本庁舎周辺のエリアを新しいまちの「核」となる地域と位置付け、新市の行政サービス、情報発信等中枢的な機能を集積させ、商業の拠点となる地域と直結した都市機能の拠点として整備します。

また、都市機能としてスポーツレクリエーションの集積を図り、新市のスポーツの拠点機能も持つこととなります。

#### 生活空間ゾーン

これまで地域住民の日常生活に深く関わってきた役場及びその周辺を、「生活空間ゾーン」として位置付け、行政窓口サービスや保健、福祉、コミュニティ活動、地域内の商業振興など、住民に密着したサービスや新市の北部及び南部の玄関口としての情報発信、地域交流が実施されるエリアとしての機能強化を図り、役場（所）、保健福祉施設、教育文化施設等の公共的施設の有効利用に努めます。

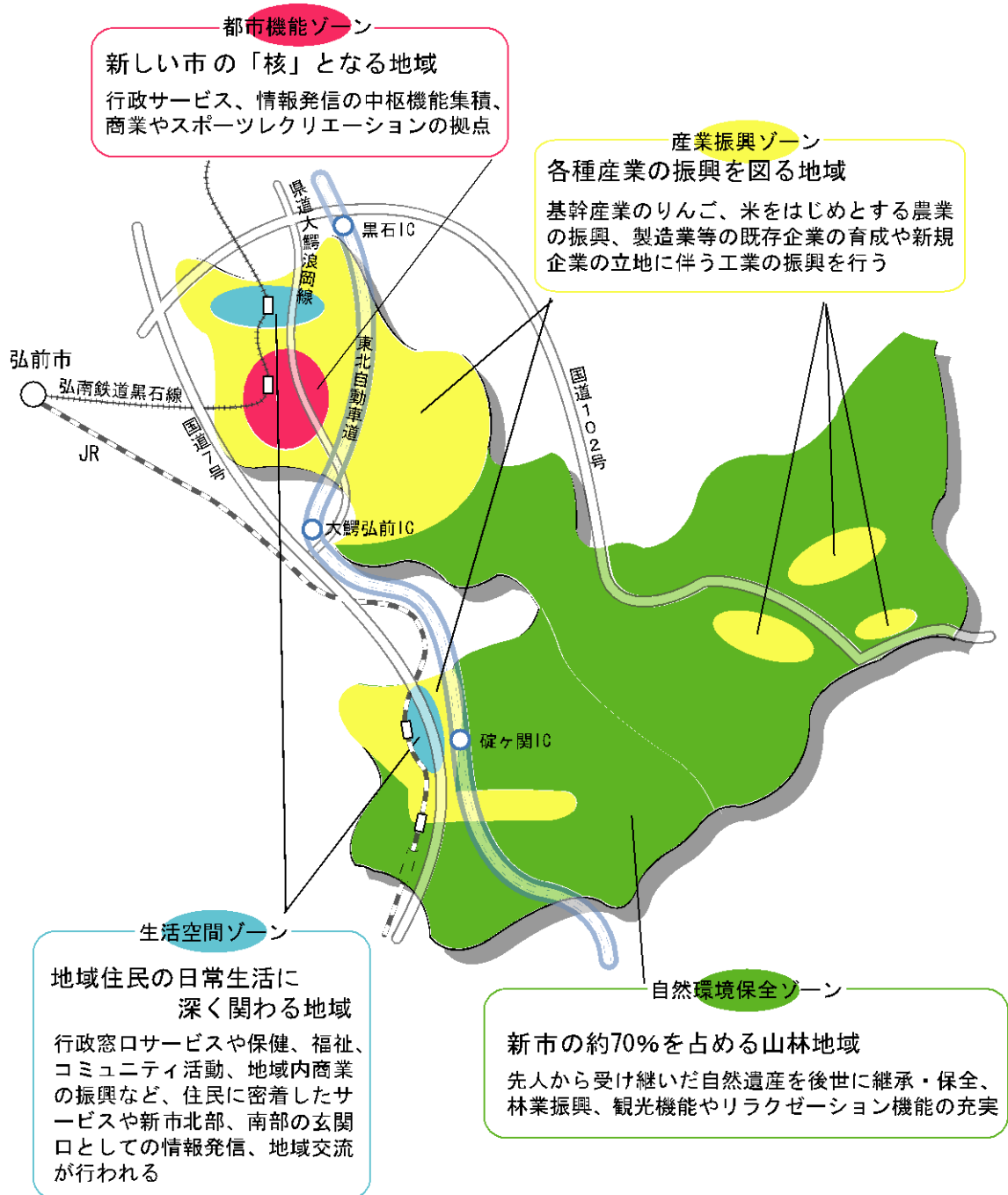
### **産業振興ゾーン**

基幹産業であるりんご、米等の農業の振興を図るとともに、製造業等の既存企業の育成や新規企業の立地に伴う工業の振興など、「産業振興ゾーン」として位置付け整備を促進します。

### **自然環境保全ゾーン**

新市の約70%を占める山林地域を、先人から受け継いだ自然遺産を後世に継承し保全する地域とするとともに、林業の振興や観光機能、リラクゼーション機能をもった「自然環境保全ゾーン」として位置付けます。

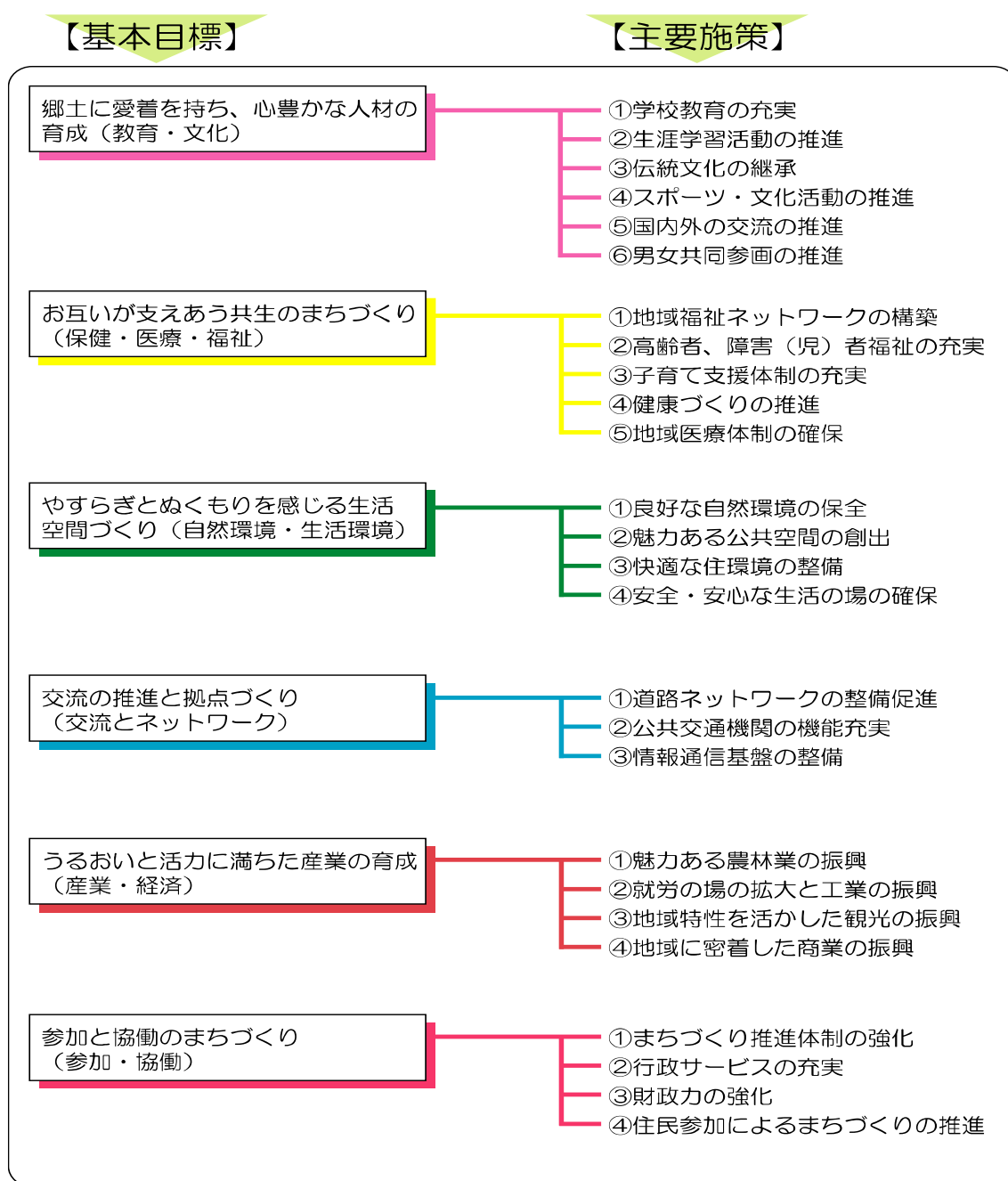
## 地域別整備の方針（イメージ図）



## 第6章 新市の施策

### 第1節 施策の体系

第5章で掲げた基本目標を具現化するために下記の主要施策を実施していきます。  
新市の施策を体系化すると下記の通りとなります。



## 第2節 新市の施策（分野別推進事業）

---

### （1）重点施策

新市において、次の①～④の施策について重点的に取り組みます。

- ①新市の一体性の速やかな確立のために必要な公共的施設の整備
  - ア．幹線連絡道路の整備促進
  - イ．情報ネットワークの構築・整備
  - ウ．観光拠点の整備
- ②新市の均衡ある発展のために必要な公共的施設の整備
  - ア．小中学校の校舎等の義務教育施設の整備
  - イ．学校給食施設の整備
  - ウ．防災機能を高める施設、防災拠点となりうる施設の整備
- ③新市の施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な施設の整備・除却
  - ア．スポーツ・社会教育活動拠点施設の整備
  - イ．郷土資料、芸能、文化財等の展示施設の整備
  - ウ．行政サービスの拠点となる施設の整備
  - エ．余剰施設の除却
- ④ソフト事業
  - ア．合併市町村振興基金を造成して、新市の一体性の醸成や旧町村単位の地域の振興に資する事業の実施

### （2）分野別推進事業（基本目標別）

#### 1）郷土に愛着を持ち、心豊かな人材の育成（教育・文化）

学校教育では、教育指導体制の強化、義務教育施設の整備等、教育環境の充実を図ります。

生涯学習分野では、拠点施設の整備や学習機会の拡大、国内外との交流を通して自己実現の促進を助長します。

また、新市においては、多数の遺跡等の歴史的遺産や郷土芸能・文化財があり、これらの保護伝承及び活用を検討していきます。

さらに地域資源を有効活用しながら、スポーツ・文化活動の振興を図り、地

域内外との交流を促進し、郷土に愛着を持ち、心豊かな人材の育成を図ります。

### 【主要施策】

#### ①学校教育の充実

少子化が進み、児童・生徒数が減少する状況であり、それらに対応した、教育内容の充実や団体活動の活性化を推進するとともに、義務教育施設の老朽化等に対応した教育環境の整備に努め、併せて学校給食を効率的に提供することのできる環境の整備を行います。

また、教職員の資質、能力を高めるための研修体制を充実させることにより、児童・生徒の学力の向上をめざしながら、地域と学校が一体になった教育環境づくりを推進します。

#### ②生涯学習活動の推進

社会教育の拠点となる施設の充実を図り、施設間や各機関・団体との連携を進めるとともに、生涯学習活動を支援する体制の整備と学習ニーズに対応した講座や世代間交流の推進に努め、自己実現を支援します。

#### ③伝統文化の継承

各地域にはそれぞれ先人から受継いだ伝統文化があり、これを伝承し、地域の個性の確立を促します。

また、歴史的遺産や文化財の保護、資料館等の統合整備を進め、伝統文化の継承振興を図ります。

#### ④スポーツ・文化活動の推進

各地区のスポーツ団体の統合、再編を図りながら、スポーツ人口の拡大と各種競技力の向上をめざすとともに、指導者の養成やスポーツ施設の整備を進めます。

さらには、総合型地域スポーツクラブの創設を検討し、各種スポーツに親しめる環境の整備を図ります。

#### ⑤国内外の交流の推進

現在各地区において実施されている国内外の交流を引き続き継続するとともに、語学指導を行う事業を継続し、国際理解教育を推進します。

また、民間による語学講座の開設やボランティア通訳の養成・確保を図り、ホームステイの受入を支援します。



⑥男女共同参画の推進

従来の男女の性別にとらわれない職場・地域・家庭での役割分担意識の向上を図るとともに、各種審議会等委員への女性の参画を積極的に推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要
義務教育施設整備	老朽化や統廃合に伴う公立小・中学校の校舎、体育館等を計画的に整備する。
給食施設の整備	学校給食を効率的に提供するための施設を整備する。
生涯学習体制の整備	新市民が身近に生涯学習に取り組める学習支援体制を整備する。
歴史的遺産及び伝統文化の継承事業	歴史的遺産や伝統文化を保存・保護・展示・活用・伝承するための施設の整備を進める。
新市スポーツ・文化事業の創設	新市の速やかな一体性を確立するためのスポーツ・文化事業を創設する。
スポーツ施設の整備	各種スポーツ活動の拠点施設を整備する。
社会教育施設の整備	文化センター・公民館等社会教育活動の拠点施設を整備する。
国際交流推進事業	友好親善都市交流・青少年海外・国内交流事業を推進する。

## 2) お互いが支えあう共生のまちづくり（保健・医療・福祉）

地域資源を有効活用しながら、すべての市民が人や地域社会との関わり合いを持ち続け、社会との関わりの中で安心して暮らせる「共生」の社会をめざします。

健康分野では、乳幼児や高齢者の健康対策を継続するとともに、各種検診や健康指導等を通し、ライフステージに対応した市民の健康づくりを推進します。

医療分野では、広域的な医療連携と機能分担を進め、地域医療体制の確保・充実を図ります。

福祉分野においては、ノーマライゼーション社会（高齢者、障害（児）者などを含めた全ての人が同じように生活し、活動できる社会）の実現をめざします。

また、安心して出産・子育て・就業が可能なように、子育て環境の整備など、子育て支援体制の充実を図ります。

### 【主要施策】

#### ①地域福祉ネットワークの構築

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、心身障害者などを見守る、地域のネットワークづくりを進めるとともに、行政と社会福祉協議会など関係機関との福祉ネットワークの構築を図ります。

#### ②高齢者、障害（児）者福祉の充実

すべての分野においてすべての市民がお互いに支えあうという共生社会の理念のもとに、高齢者、障害（児）者の福祉施策の充実を努め、思いやりとやさしさにあふれるまちづくりを推進します。

#### ③子育て支援体制の充実

乳幼児期の発達段階に応じた保育内容の充実や幼稚園等の幼児教育の場の確保に努めるとともに、子育てに関する支援、相談など子育て支援体制の充実にも努め、子どもを産み育てる環境の整備を図ります。

さらには育児（家事）への男性の参加を促し、共同で子育てをするなど、心身ともに健全な子どもの育成を図ります。

#### ④健康づくりの推進

市民の健康の維持、向上のため、各地域の健康センターの施設や機能を活用するとともに、各種検診、健康指導、健康相談等の充実を図ります。

また、市内に多数存在する温泉の効能にも着目し、温泉やプールを利用したりハビリなど各種サービスへの活用を検討するとともに、精神的なやすらぎやゆとり等、心のリフレッシュ作用への活用を促進します。

さらには、認知症や寝たきりを防ぎ、健康な人生をおくるための各種予防的事業を展開します。

#### ⑤地域医療体制の確保

広域的な医療連携と機能分担を進めるとともに、平川診療所をはじめとする地域医療体制の確保・充実を図ります。

#### 【主要事業】

事業名	事業概要
高齢者等福祉支援事業	在宅、施設介護サービス施設整備を促進するとともに、生活支援サービスの充実を図る。
子育て支援事業	特別保育事業など保育ニーズに対応した保育内容の充実を図る。
地域医療体制確保事業	広域的な医療連携と機能分担を進めるとともに、平川診療所をはじめとする地域医療体制の確保・充実に努める。
福祉事務所の設置	新市に福祉事務所を設置するとともに、保健・福祉・医療の連携による福祉サービスの充実を図る。

### 3) やすらぎとぬくもりを感じる生活空間づくり（自然環境・生活環境）

自然環境と共生した潤いのある都市をめざすため、ごみ処理体制の適正化や下水道施設の整備及び加入促進を図り、環境への負荷軽減を目的とした再生可能エネルギー導入の検討など、環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

また、安全で暮らしやすい生活環境を確保するため、公園や緑地など憩いの場として、快適な公共空間の創出を図るとともに、魅力ある生活空間の整備による若者定住を図ります。

さらには、安全・安心に生活が営めるよう、地震・風水害などの災害対策、交通安全対策、防犯対策を進めるとともに、地域コミュニティ組織を活かしたまちづくりに取り組むなど、まちぐるみで良好な生活環境づくりを推進します。

#### 【主要施策】

##### ①良好な自然環境の保全

自然環境と居住地域が調和した環境づくりに向け、新市の土地利用の70%を占める山林地域や農用地との整合を図りながら、良好な自然環境の保全に努めます。

また、ごみの減量化やリサイクル事業に積極的に取り組む他、河川の水質保全と生活の快適性を高めるために、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの下水道施設について、地域の実情に即した整備や加入促進により、新市全体の均衡のとれた生活環境の整備を進めます。

さらに環境への負荷軽減を目的に、再生可能エネルギーの導入についての検討を進めます。

##### ②魅力ある公共空間の創出

生活環境をより魅力あるものとするため、景観に配慮した公共空間づくりをより一層推進します。

生垣を活かした街並み・電線地中化など景観に配慮しながら、居住空間の改善を図るとともに、市街地を中心に「まちなか緑地」など魅力ある空間づくりを検討します。

### ③快適な住環境の整備

価値観や生活様式の多様化にともない、定住条件の魅力として求めるものも年々変化しています。

このような背景の中で、居住環境の整備・斎場の大規模改修など、魅力的な生活空間づくりを進める必要があります。

さらには冬季積雪期への対応として、除排雪体制の充実を図るとともに、流・融雪溝の計画的な整備促進を図ります。

### ④安全・安心な生活の場の確保

消防・防犯体制の強化を進めるとともに、積雪寒冷期の凍雪害や地震・火災・水害・台風などの自然災害、さらには交通事故等、住民の生命と財産を守るための対策の充実を図ります。特に災害対策については、庁舎・集会施設の耐震化、風水害による住宅地の浸水対策などのまちづくりを進めます。

また、地域コミュニティの活用による地域での防犯防災対策を充実させ、避難施設の確保と防犯灯LED化などの防犯環境の整備を図り、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを推進します。

## 【主要事業】

事業名	事業概要
下水道処理施設整備促進	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた施設整備と加入促進を図る。
新市環境基本計画の策定	CO <sub>2</sub> 排出削減や新エネルギー導入など地球環境保全に関する基本計画を策定する。
再生可能エネルギーの導入検討	環境への負荷軽減を目的として再生可能エネルギーの導入について検討する。
電線地中化事業	景観に配慮しながら、電線の地中化を計画的に進める。
斎場の大規模改修	効率的な行政運営と良質なサービスを提供するため、斎場の大規模改修を検討する。

防犯灯整備事業	環境に配慮しつつ、夜間の犯罪防止や通行の安全を確保し、安全安心なまちづくりを進める。
公営住宅の大規模改修	老朽化した公営住宅（80戸）の大規模改修を検討する。
防雪・除排雪対策の充実	防雪対策を充実させるとともに、除排雪体制の充実を図る。
流・融雪溝の整備促進	流・融雪溝の計画的な整備を促進し、地域コミュニティによる融雪溝の管理利用を促進する。
地域防災の充実	消防関係施設や車両の整備を行い、地域防災の充実を図る。
防災・災害対応体制の強化	災害に強いまちづくりを進めるための拠点整備を行う。
コミュニティ活動の拠点施設の整備等	コミュニティ活動の拠点や避難所となる集会施設の確保を検討する。
雨水災害対策事業	長雨・集中豪雨等で生じる雨水災害対策を行う。

#### 4) 交流の推進と拠点づくり（交流とネットワーク）

交流基盤である道路ネットワークの整備により、新市の一体性の確保を図るとともに、ひと、もの、情報の交流を一層推進するため、現存する施設の機能を最大限発揮できる体制づくりに努めます。

また、バス等の公共交通機関の機能の充実を図り、特に子どもや高齢者、障害者にとって利便性の高いサービスの提供の検討を進めます。

さらには、高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を積極的に推進します。

##### 【主要施策】

##### ①道路ネットワークの整備促進

新市の連携強化による一体性の確保のため、幹線連絡道路である国道7号及び102号に接続する県道大鰐浪岡線の整備促進を関係機関に対し要請しました。

さらには、公共施設へのアクセス道路・橋りょうの整備を関係機関に対し要請し、地域内の公共施設の利用促進に努めます。

### ②公共交通機関の機能充実

道路基盤の整備と並行して、旧市町村単位で運行している福祉バス、スクールバス等の統合や従来から他地域と連携して運行するバス、または地域循環バスなど、バス交通の再構築を図り、利便性の高いバスの運行サービスを検討します。

また、JRや私鉄等の公共交通機関については、事業者との連携により身近で良質なサービスの提供を検討します。

### ③情報通信基盤の整備

高度情報化社会の今日、日常生活における情報の収集や全国・世界各地へ情報発信できる環境づくりを推進します。

そのことにより、生活の利便性の向上や、産業振興、地域間交流が促進され、地域の個性の情報発信が可能となります。

また、各公共機関（施設）のネットワーク化による情報の共有を図り、良質な住民サービスの提供が図られるよう、情報通信基盤の整備を進めます。

### 【主要事業】

事業名	事業概要
バス事業再編計画の策定	交通弱者への対応と新市連絡交通機関としてバス事業再編計画を策定する。
新市情報ネットワークの推進	産業・経済・福祉など住民と密接に関連する情報提供のネットワーク化を推進する。

## 5) うるおいと活力に満ちた産業の育成（産業・経済）

新市はりんご、米、野菜、花卉を主たる生産物とする農業を基幹産業としており、近年、食の安全・安心を強く求める消費者の声に的確に対応することが必要となっています。

そのため、有機栽培や減農薬栽培などに積極的に取り組み、高付加価値化を進めるとともに、農業施設の近代化、共同化によるコスト低減を進め、農業所得の向上を図ります。

さらには、先人が築いた伝統文化を継承しつつ、新たな地域資源を発掘しながら温泉や既存観光施設と連携した観光の振興を図るとともに、観光拠点施設の整備及び中心商店街の整備を核とした商業の振興を図ります。

### 【主要施策】

#### ①魅力ある農林業の振興

消費者が求める安全・安心な農産物として減農薬、減化学肥料栽培や有機農法など農産物の高付加価値化を推進するとともに、農業施設の近代化、共同化により生産コスト低減と均一な品質保持による競争力のある「売れる農産物」づくりを推進します。

また、「地産地消」への取り組みや直売所の有効利用、特産のブランド化など、販路拡大を図り安定した農業経営の確立に努めます。

基幹農道などの農業生産基盤の整備や農用地の集積による生産性の向上と農業経営の規模拡大、複合経営の推進により、農業所得の向上を図ります。

さらには、誇りと意欲を持った農業経営者及び農業後継者の育成を図り、地域の基幹産業としての魅力ある農業振興を図ります。

畜産の分野では、市場での評価を踏まえ、さらなる高品質化をめざします。

新市は国有林の比率が高いものの林野面積も多く、森林の公益的な機能の充実を図りながら、計画的・適正な保育、施業を実施し、優良な森林の造成と保護に努めます。

#### ②就労の場の拡大と工業の振興

商業施設や工場、研究機関の誘致を推進し、雇用の場の確保を図るとともに、地場産業の活性化や起業を支援し、就業機会の確保と若者の定住を促進します。



### ③地域特性を活かした観光の振興

各地域の美しい自然や田園風景、独自の伝統文化や歴史的遺産を活用し、白岩森林公園や志賀坊森林公園などの観光資源と併せ、効果的な活用を図るとともに、今後貴重な観光資源の発掘や育成整備を推進します。

新市の南の玄関口旧碓ヶ関村には道の駅いかりがせき「津軽関の庄」、北の玄関口旧尾上町には、「もてなしロマン館」、猿賀公園周辺の「盛美園」・「さるか荘」など観光機能と情報発信機能があり、新市の中心となる旧平賀町には「世界一の扇ねふた」をメインとしたねふたまつりがあります。「ねふた展示館」などの施設整備を行い、新市の観光拠点として、その機能を最大限発揮することに努めます。

また、ふれあいやすらぎを求める体験型、滞在型観光のグリーン・ツーリズムも積極的に展開し、共通の地域資源である温泉の活用も積極的に推進します。

### ④地域に密着した商業の振興

利便性の高い商業施設による商業ゾーンの確立を図るとともに、地域の色、味、風景など地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを推進します。

また、商工会（商工会議所）と連携し、商店街を人と情報の交流の場として、地域の個性を主張できる地域の「顔」としての整備を促進します。

### 【主要事業】

事業名	事業概要
地産地消のまちづくり	地元農産物の地域での消費拡大を促進するとともに、学校給食センターでの利用を促進する。
グリーン・ツーリズムの推進	グリーン・ツーリズム振興のため、農家等の受入体制の確立を図る。
新市観光ルートマップの作成	新市の観光資源の発掘と既存観光施設・資源と併せた新たな観光ルートマップを作成する。
観光施設の整備	「さるか荘」「ねふた展示館」「白岩森林公園」「志賀坊森林公園」等、拠点となる観光施設を整備する。

商店街活性化対策事業	既存商店街のリニューアル化など魅力ある商店街づくりを推進するとともに、新たな商業拠点誘致の実現に努める。
------------	--

## 6) 参加と協働のまちづくり（参加・協働）

行政組織の見直しや機構改革への取組みを進め、新市のまちづくりを推進する体制を強化し、迅速かつ的確なサービスの提供に努めるとともに、効率のよい事務事業の実施や将来を見据えた健全な財政運営、自主財源の確保など財政基盤の強化を図ります。

また、住民と行政との情報の共有や地域コミュニティの活用を積極的に推進するとともに、住民が知恵を出し、まちづくりに参画するための仕組みや体制づくりを検討しながら、市民・地域・行政の連携・協働による行財政運営を図ります。

### 【主要施策】

#### ①まちづくり推進体制の強化

地域の特性を活かした独自の政策を企画立案し、さらには実行できるような政策能力を備えた行政組織の構築と、国、県や関係機関との連携・協力体制を強化し、人的交流や研修制度の充実を図るなど、新市のまちづくりを推進する体制の強化を図ります。

また、職員の適正化については、組織・機構の見直しや事務事業の民間委託を進め、適切な規模になるよう計画的に進めます。

#### ②行政サービスの充実

多様化・高度化する行政ニーズに対応した効率的な行政運営と良質なサービス提供のため、拠点となる施設の整備を行います。また、行政改革を積極的に推進し、民意を反映させた行政評価や事務事業評価を導入するなど、効率的な事務の執行に努めます。

「公の施設」の管理運営については、指定管理者制度など、効率的な運営を図ります。さらに公共的施設の統合整備や余剰施設除却について、行政サービスの質を保ちつつ計画的に進めます。

また、公共施設の耐震化を進めるとともに、公共施設間のネットワーク化、事務の電子化・統合化を進めます。

### ③財政力の強化

国、県の財政支援を最大限活用し、社会資本整備を進めるとともに、後年度に多大な財政負担が残らない財政運営に努めます。

また、財政基盤の強化を図るため、中長期財政計画の策定による財政の重点的・効率的配分や人件費などの経常経費の削減、収納体制の強化による自主財源の確保に努めます。

### ④住民参加によるまちづくりの推進

広報紙、ホームページをはじめ多様な媒体や住民懇談会などを通して、きめ細かな広報・公聴活動を展開するとともに、情報公開を積極的に推進し、政策推進の場への住民参加を促進します。

また新たな実施事業や事務事業の整理統合化に向けて、できるだけ住民参加を促し、住民主体のまちづくりを推進します。

### 【主要事業】

事業名	事業概要
新市職員研修制度の充実	県専門部署への職員派遣や研修制度を充実強化し、専門職員の能力向上を図る。
事務事業評価システムの導入	すべての事務事業に対する内部及び外部機関による評価制度を導入し、効率的な施策を展開する。
職員定員適正化計画の策定	組織・機構の見直しによる職員定員適正化計画を策定する。
新市総合計画の策定	新市建設計画を踏まえ、財政の健全性を確保し、総合計画を策定する。
市庁舎の建設	効率的な行政運営と良質なサービスを提供するため、行政サービスの拠点となる市庁舎の整備を行う。
公共的施設の統合整備及び余剰施設の除却	効率的な財政運営のため、公共的施設について統合整備や除却を計画的に進める。

## 第7章 新市における県の役割と県との連携

### 第1節 県の役割

---

県は、ともに自治を担う対等協力のパートナーとして、新市と十分に連携しながら「ひと、地域、産業がきらめく新たな市をめざして」の基本理念実現に向けた新市の取り組みを積極的に支援することとしています。

こうしたことから、県では新市と連携しながら新市のまちづくりを支援するための県事業を積極的に推進することとしています。

### 第2節 新市における県との連携

---

#### 1) 新市移行に伴う支援

市制移行に伴って県から新たに移譲される事務が、新市において円滑かつ適正に処理されるよう必要な助言や調整を求めるとともに、人事交流、人材育成などによる事務の執行の支援を要望することとしています。

##### ①福祉事務所設置に伴う支援

新市発足により福祉事務所の設置が義務づけられることから、県職員の新市への派遣など、生活保護や児童扶養手当の給付等の業務を円滑に進めていくための体制づくりへの支援を要望することとしています。

##### ②行政体制の強化への支援

地域特性を活かした独自の政策を企画・立案できる人材育成のため、職員の意識改革やスキルアップを目的とした市職員の県への研修派遣など、人的交流や研修制度の充実を図ることで、新市のまちづくりを推進する体制の強化への支援を要望することとしています。

#### 2) 新市の一体性の確立と地域特性の活用に向けた支援

市制移行に伴い、旧町村間の枠を越えた一体性の醸成を図るため、交通基盤の整備をはじめとする様々な事業について、県と連携を図りながら効果的に取り組むこととしています。

### ①道路網の整備

合併後、新市の一体性・連帯感の向上を図るためには、関係町村間の連携強化や公共施設へのアクセス強化が重要であることから、新市における県事業の推進を関係機関に対して要請していきます。

#### 【主な県事業】

事業名	事業概要
県道大鰐浪岡線道路整備事業	弘前市と平賀地域を結ぶ幹線道路の整備により周辺町村との交流を促進する。(平成22年度終了)
小和森尾崎線道路改良事業	新市中心部への移動時間の短縮により地域の連携強化を図る。(平成12年度より県代行事業、平成25年度終了)

### ②農業の振興

新市の基幹産業である農業の振興のため、農道の整備などにより生産性の向上や合理化を図るとともに、魅力ある農業の推進に向けた基盤整備を促進することとしています。併せて、景観形成や国土保全など、農業・農村の多面的な機能の維持に努めることとしています。

#### 【主な県事業】

事業名	事業概要
田園整備事業	伝統的な農村景観及び美しい農村景観などの保全・復元を目的として整備を行う。(平成20年度終了)

### ③教育環境の充実と教育体制の強化

新市教育委員会の自主性・自律性を尊重しながら、新市の基本理念である「ひと、地域、産業がきらめく新たな市をめざして」の推進や、合併後の教育体制の速やかな一体性の確保及び教育指導体制の確立等について、必要な助言を求めることとしています。

④自然環境等の保全と生活環境の整備

新市は平川流域及び浅瀬石川流域にあり、環境の保全や、災害から地域を守るため、自然環境に配慮した河川整備を要望することとしています。

また、生活環境の整備においては、過疎地域の下水道事業を促進することとしています。

【主な県事業】

事業名	事業概要
平川広域基幹河川改修事業	自然環境の保全に配慮しながら、河川の改修工事を行い、平川沿いの住民の人命や財産を洪水被害から守る。
過疎地域下水道事業	過疎地域の下水道のうち、処理場・幹線管渠の設置事業を行う。(平成18年度終了)

## 第8章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次検討します。

検討にあたっては、行財政の効率化を基本としながら、既存施設の整備・配置状況や利用状況を踏まえ、施設の有効利用を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かぬよう配慮するものとします。

新たな整備についても、事業効果や効率性について十分検討を行うとともに、住民福祉の向上に配慮しながら公共的施設の適切な統合や配置、併せて余剰施設の除却についても検討していきます。

新市の庁舎については、旧平賀町役場を新市の庁舎としますが、耐震性をクリアしていないことから新たな庁舎の整備についての検討を進めることとし、住民サービスの向上に加え、防災拠点としての機能の充実を図ります。また、全ての庁舎において、窓口サービス機能を充実するとともに電算システムの統合や一元化を行い、個々の機能が有機的に機能するようネットワークを活用しながら行政の情報化を進め、行政機能の向上と整備を図ります。

## 第9章 財政計画

### 第1節 基本的な考え方

---

新市の財政計画は、歳入・歳出の項目毎に、過去の実績や国・県の財政状況等を考慮し、合併後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、住民サービス水準の維持・向上、新市建設計画の実行に必要な経費等を反映させて、普通会計ベースで平成17年度から令和7年度までの21年間について策定したものです。

平成17年度から平成30年度までは決算額を、令和元年度以降は推計額を記載しています。

### 第2節 歳入・歳出各項目の推計条件

---

令和元年度以降の推計にあたっての主な前提条件は次のとおりです。

#### [歳入]

##### (1) 市税

①現行税制度に基づき、過去の実績等を参考にして推計します。

##### (2) 地方譲与税、各種交付金

①現行制度に基づき、過去の実績等を参考にして推計します。

##### (3) 地方交付税

①現行の制度に基づき、国の動向等から推計します。

②臨時財政対策債については、今後も継続されるものとして推計します。

③普通交付税については、令和2年度までの合併算定替の影響額を見込んで推計します。

##### (4) 分担金及び負担金、使用料及び手数料

①過去の実績等を参考にして推計します。

##### (5) 国庫支出金、県支出金

①現行制度、事業計画に基づき推計します。

##### (6) 繰入金

①年度間の財源調整のための財政調整基金等の繰入金を見込んで推計します。

##### (7) 諸収入

①歳出に連動するものを除き、原則として過去の実績等を参考にして推計します。

##### (8) 地方債



- ①今後予定される普通建設事業等から推計します。
- ②新市建設計画事業に伴う合併特例債を見込んで推計します。

## [歳 出]

### (1) 人件費

- ①一般職の職員数について、定員適正化計画による退職や新採用を見込んで推計します。

### (2) 物件費

- ①過去の実績等を参考にしながら、合併に伴う削減を見込んで推計します。

### (3) 維持補修費、投資及び出資金・貸付金

- ①過去の実績等を参考にして推計します。

### (4) 扶助費

- ①過去の実績等を参考にして推計します。
- ②福祉事務所設置に伴う生活保護関連経費を見込んで推計します。

### (5) 補助費等

- ①過去の実績等を参考にして、合併に伴う削減を見込んで推計します。

### (6) 公債費

- ①既往債の償還予定及び今後予定される地方債の償還を見込んで推計します。

### (7) 積立金

- ①年度間の財政収支の調整のための財政調整基金等への積立を見込んで推計します。
- ②新市の地域振興のための基金積立を見込んでいます。

### (8) 繰出金

- ①国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・国民健康保険診療施設事業診療所特別会計への繰出しについては、過去の実績等を参考にして推計します。
- ②簡易水道事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計への繰出しについては、収支見通しを勘案して推計します。

### (9) 普通建設事業

- ①今後予定される普通建設事業等から推計します。
- ②新市建設計画に基づく事業費を見込んで推計します。

### 第3節 財政計画

#### 歳入

単位：百万円

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市税	2,153	2,216	2,431	2,470	2,329	2,260	2,313	2,314	2,349	2,348	2,388
地方譲与税・各種交付金	931	1,014	746	715	681	703	670	626	622	644	885
地方交付税	7,366	7,931	7,966	8,194	8,134	8,748	8,658	8,547	8,629	8,316	8,226
分担金及び負担金	207	206	204	223	225	219	194	200	191	124	81
使用料及び手数料	141	132	132	167	141	134	128	129	130	124	130
国庫支出金	1,169	1,241	1,488	1,910	2,221	2,727	2,101	2,014	2,205	2,358	2,463
県支出金	953	1,232	987	990	1,055	1,175	2,384	1,103	1,188	1,307	1,308
財産収入	82	37	69	62	42	58	76	80	57	225	88
繰入金	1,233	1	432	7	146	7	6	9	1	103	2
諸収入(繰越・寄付含む)	685	435	617	411	636	943	1,288	776	876	919	1,029
地方債	1,806	2,022	903	825	976	1,297	824	888	2,132	1,712	2,174
(うち合併特例債)	-	(1,084)	(236)	(295)	(199)	(246)	(69)	(99)	(867)	(136)	(715)
歳入合計	16,726	16,467	15,975	15,974	16,586	18,271	18,642	16,686	18,380	18,180	18,774

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市税	2,379	2,426	2,374	2,254	2,245	2,228	2,228	2,228	2,228	2,228
地方譲与税・各種交付金	821	852	888	829	909	905	905	905	905	905
地方交付税	7,969	7,707	7,424	7,325	7,149	6,861	6,958	6,985	6,973	6,939
分担金及び負担金	52	32	28	17	17	17	17	17	17	17
使用料及び手数料	126	120	125	117	117	113	113	113	113	113
国庫支出金	2,614	2,580	2,831	2,630	2,724	3,367	2,744	2,608	2,729	2,559
県支出金	1,495	1,259	1,231	1,344	1,381	1,330	1,313	1,324	1,313	1,324
財産収入	88	68	54	39	40	39	39	38	37	36
繰入金	303	251	341	450	773	753	716	481	739	446
諸収入(繰越・寄付含む)	1,219	1,250	1,415	1,165	790	782	781	776	747	747
地方債	2,280	3,001	3,303	5,675	2,196	4,656	2,816	1,515	1,472	608
(うち合併特例債)	(1,391)	(1,910)	(1,347)	(1,169)	(244)	(1,789)	(1,747)	(850)	(559)	(0)
歳入合計	19,346	19,546	20,014	21,845	18,341	21,051	18,630	16,990	17,273	15,922

## 歳 出

単位：百万円

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	3,571	3,415	3,439	3,298	3,357	3,184	3,166	3,016	2,560	2,429	2,385
扶助費	1,859	2,443	2,585	2,600	2,715	3,110	3,301	3,321	3,327	3,551	3,710
公債費	2,474	2,589	2,922	3,012	3,077	3,594	3,066	2,730	2,732	2,702	2,787
物件費	1,561	1,375	1,350	1,289	1,377	1,407	1,445	1,507	1,502	1,521	1,766
維持補修費	255	131	203	176	170	172	341	396	279	366	190
補助費等	1,852	1,669	1,867	2,033	1,916	1,572	1,551	1,534	2,059	2,051	2,075
積立金	436	1,294	397	330	489	309	340	218	489	254	356
投資・出資・貸付金	271	202	288	654	551	720	851	1,123	824	865	733
繰出金	1,710	1,744	1,847	1,386	1,219	1,308	1,313	1,315	1,462	1,386	1,468
普通建設事業費	2,386	1,252	932	834	1,193	1,754	2,945	1,111	2,525	2,028	2,725
災害復旧事業費	144	83	17	13	11	15	25	83	161	630	73
歳出合計	16,519	16,197	15,847	15,625	16,075	17,145	18,344	16,354	17,920	17,783	18,268

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	2,290	2,260	2,196	2,353	2,594	2,550	2,505	2,486	2,510	2,522
扶助費	3,740	3,694	3,712	4,038	4,030	4,056	4,083	4,110	4,138	4,167
公債費	2,714	2,271	2,272	1,962	1,989	1,928	2,051	1,958	1,873	1,891
物件費	1,745	1,767	1,986	2,130	1,919	1,932	1,935	1,942	1,925	1,942
維持補修費	374	329	373	300	300	300	300	300	300	300
補助費等	2,018	2,059	2,416	2,258	2,127	2,113	2,084	2,026	1,970	1,934
積立金	502	762	116	51	52	51	51	50	49	48
投資・出資・貸付金	746	736	527	493	595	599	597	609	569	549
繰出金	1,468	1,495	1,444	1,484	1,477	1,497	1,518	1,539	1,560	1,582
普通建設事業費	3,100	3,539	4,293	6,745	3,225	5,992	3,475	1,937	2,346	954
災害復旧事業費	49	35	22	31	31	31	31	31	31	31
歳出合計	18,746	18,947	19,357	21,845	18,339	21,049	18,630	16,988	17,271	15,920